

海洋基本計画(案)についてお寄せいただいた御意見とそれに対する考え方

(別紙)

No	該当箇所	御意見	回答
1	はじめに 1.	<p>国土の保全と国民の安全(を確保すべく)の後に「はもちろんのこと、世界の70%を占める海洋が人類生存にとって不可欠であることに留意し、健全な海洋生態系を守り」を挿入 (、経済社会の存立・成長の基盤として海を活かしていくこと、貴重な人類の存続基盤として海を子孫に継承していくこと等が強く求められている。)</p> <p>意見:「海を守っていくこと」が曖昧で内容的に不十分だと思うから。</p>	<p>御意見の御趣旨については、その後段に記述されているとおり「貴重な人類の存続基盤として海を子孫に伝えていくこと」に反映されていると理解しております。</p>
2	はじめに 1.	<ul style="list-style-type: none"> ・3ページの11行目、42ページの最下行の法律名は、他の箇所と同様に鉤括弧で括ったほうが良いと思います。 ・6ページの21行目「平成29年の第72回国連総会」、81ページの(3)の7行目「2015年12月、第70回国連総会」: 年号か西暦のどちらかに統一するか、またはどちらかを併記したほうが良いと思います。 ・6ページの注釈2の「5mm」は、どこの長さを示しているのですか? ・39ページの15行目「毎」は、他の箇所と同様に「ごと」と記載したほうが良いと思います。 ・41ページの19行目等の「とりまとめ」と、85ページの最下行等の「取りまとめ」とは、文言を統一したほうが良いと思います。 ・59ページの13行目「当たっては」は、他の箇所と同様に「あたっては」と記載したほうが良いと思います。 ・83ページの(1)の冒頭の「PDCAサイクル」の定義は、すでに22ページの脚注で記載済みであり、ここで同じ内容を再び記載する必要は無いと思います。 	<p>いただいた御意見を踏まえて、適宜修正します。</p>
3	はじめに 1.	<p>「欧州等では海洋を活用した再生可能エネルギーの導入拡大の動きがみられる」とあるが、これはずいぶん控えめな言い方であり、EUでは洋上風力発電、送配電のスマート化により、2050-2060年のゼロエミッションを目標としてかかっている。脱炭素化は世界で急速に進行し、市場原理も動かし始めていることは、追記すべきである。</p>	<p>当該記載については、御指摘のような欧州における再生可能エネルギー拡大の最新の動きを踏まえて記載したものです。</p>
4	はじめに 1.	<p>2. (1)オにSDGs14への言及があるが、海洋は14だけではなく、1(貧困)、2(飢餓)、7.(エネルギー)、8(経済成長)、9、インフラ構築)、11、(都市)、13、(気候変動)、15、(陸上生態系(15.8生物多様性))、16(司法へのアクセス)、17、(パートナーシップ)など多くの側面で貢献するものであることは、述べておく必要がある。また、小島嶼開発途上国に対する配慮はSDGsの多くの個所で強調されていることも言及願いたい。</p>	<p>御指摘の箇所は、科学的知見の充実について説明している箇所であり、SDGs14に言及することが適切であると考えています。日本政府としてはSDGsを重視しており、SDGs推進本部を設置するなどの取組を進めています。御指摘の小島嶼開発途上国に対する配慮については、第1部1.(1)イ、第2部1.(2)ア、第2部8.(3)イ、第2部8.(3)エなどに島嶼国、沿岸国に関する記載をしています。</p>
5	はじめに 1.	<p>p.4には第2期海洋基本計画に掲げられた施策について、施策を計画的に実施するための工程表の作成や評価も行っている点、また、省庁横断的な施策について、総合海洋政策本部の下で各府省にまたがる施策を束ねる仕組みは定着、拡大している点が述べられている。</p> <p>この点に関して、その具体的な工程表や評価の内容、省庁間調整の仕組みの状況に関する情報を公表して頂きたい。</p>	<p>第2期海洋基本計画に掲げられた施策については、総合海洋政策本部参与会議において、審議を行ってきており、計画に記載された施策毎の実施状況を記載した「年次報告」や工程表については、ホームページでも公表させていただいております。なお、第3部では、関係府省が作成した工程表、参与会議における個別施策や工程表の進捗状況に関する審議結果、さらには、それらを踏まえた個別施策に実施方法等や工程表の見直し内容等について、適切な方法により公表することとしています。</p>

No	該当箇所	御意見	回答
6	はじめに 1.	p.4、第3パラグラフで、「第2期海洋基本計画に掲げられた施策はおおむね実施され、施策を計画的に実施するための工程表の作成や評価も行っている。」とあります。その『行っている評価』ですが、具体的に何を指すのか記述して、評価の概要も記載していただきたい。 基本法第16条5項で、基本計画の5年ごとの見直しにあたっては、「海洋に関する情勢の変化を勘案し、及び海洋に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、」としています。 「1. 海洋基本法施行後10年の総括」が施策の評価の説明に該当するといのであれば、内容的に必ずしも十分ではないと思われます。施策の実施状況の評価については、今後PDCAサイクルを適用すると本計画案で初めて明記されたので高く評価できますが、「はじめに」、においても、今後の評価に関する取り組みを、第3部の内容と関連付けて記述する必要があると思います。また、施策の実際の効果に関する評価についてはどのように取り組むのか記載することが望まれます。	第2期海洋基本計画に掲げられた施策については、総合海洋政策本部参与会議において、審議を行ってきており、計画に記載された施策毎の実施状況を記載した「年次報告」や工程表については、ホームページでも公表させていただいております。こうした毎年度の審議とともに、第2期海洋基本計画に係る施策について参与会議において改めて審議を行い、これらを踏まえて第3期海洋基本計画について検討を行いました。 なお、上記のような審議・評価を踏まえて、はじめに 2. (3)のなかで、「施策の着実な実施を確保するため、(中略)工程表の作成と実施状況の評価を一体的かつ継続的に行う手法を導入・強化する」ことについて記述しております。
7	はじめに 1.	p.4、第4パラグラフで、「計画に掲げられた施策の実施状況の評価を施策の着実な進展につなげる手法を導入・強化していく必要がある。」と書かれており、また、p.9、2(3)の末尾にも、「工程表の作成とその実施状況の評価を一体的かつ継続的に行う手法を導入・強化するとともに」との文章があるので、その実際の実施を大いに期待します。 ただ、法には「施策の効果に関する評価を踏まえ」とあることから、施策の“実施状況”のみならず、その“効果に関する評価”をどのようにするのかについて、基本計画として記述する必要があるはずですので、そうしていただきたい。	第3部1. (1)においては、PDCAサイクルを通じて、「施策の実施状況を的確に把握・評価」すること、「工程表には目標達成に向けた状況を俯瞰的・定量的に把握するための指標を記載」することを記載しており、当然ながら施策の効果ということも十分に認識して工程管理を行うこととしております。
8	はじめに 2.	現状認識の部分で、「北朝鮮による核やミサイル開発や中国船による領海侵入など、東シナ海の情勢が緊迫しているから」という理由づけがなされています。 しかし、朝鮮半島については、現在、危機の解消が目指されている情勢であり、その理由での重点の変更は、国民として納得できません。この理由では、国際情勢を見極める能力が不足しているか、毎回同じ理由を挙げておけばいいという怠慢、に見えます。	御指摘の朝鮮半島を巡る情勢については、決して楽観できる状況にはないと考えます。
9	はじめに 2.	重点分野は他にありません。海に囲まれた国である日本の海運業界の将来は万全とはいえません。日本の海運業の将来についての制度設計を描くことが今後の重点とされるべきだと思います。	海上輸送の確保の重要性等については、第1部2-2. (1)オで記載しております。
10	はじめに 2.	最近話題になっている、北極圏での開発や研究を強化する方針が盛り込まれました。日本の、貿易の地図を塗り変える可能性があります。地球温暖化に配慮しながら行ってほしいと思います。	御指摘のとおり、本計画において、我が国にとっての北極の重要性を十分に認識し、研究開発、国際協力、持続的な利用に係る諸施策を重点的に推進していくこととしています。 この際、第2部7. (1)イにあるように、温暖化監視に資する極域の海水観測に不可欠な設備の高度化等を含め、北極の環境変化の影響にも留意しつつ取り組みを進めてまいります。

No	該当箇所	御意見	回答
11	はじめに2.	直近の「海洋基本計画」で重点となった「メタンハイドレート」や「レアアース」の調査や、洋上風力、海洋エネルギー（波、潮）などの再生エネルギーについては断念してしまったのでしょうか？	メタンハイドレート等の海洋資源開発、洋上風力発電等の海洋由来の再生可能エネルギーについては、第2期計画期間中の成果を踏まえ、引き続き積極的に開発を進めることとしております。その具体策については、第2部2. 海洋の産業利用の促進(1)海洋資源の開発及び利用の推進の項を御参照ください。
12	はじめに2.	多くの個所で使用されているが「はじめに」の2(7ページ、中段)で初出となる「海洋由来」なる用語についてコメントしたい。「由来」は「現在に至った歴史や経緯」を意味するもので、「起因する」あるいは「原因となる・する」の意味は持たない。日本語として誤用であろう。代わりに、「海洋起因」や「海洋起源」なる用語ではどうだろうか。ご検討をお願いしたい。	「海洋由来」という用語は現行の第2期海洋基本計画でも使用されています。(9ページ) 大辞林(第3版)によれば、「由来」には「物事がいつ、何から起こり、どのようにして現在まで伝えられてきたか」ということ。また、その起源・歴史。いわれ。来歴」という意味があり、字義に照らして問題ないと考えます。
13	はじめに2.	6頁 下から7-8行目 「国際海洋科学の10年(2021~2030)」⇒「国連持続可能な開発のための海洋科学の10年(2021~2030)」に修正 理由:国連総会決定の名称「UN Decade of Ocean Science for Sustainable Development」の日本語訳を用いる。	「国連持続可能な開発のための海洋科学の10年」(2021~2030)に修正します。
14	はじめに2.	P6「オ」項において、先の国連総会の決定として「国際海洋科学の10年」に言及されているところ、当該10年のより正確な訳としては「持続可能な開発のための国連海洋科学の10年」であるべき。現行基本計画案文における「国際」の語は、当該国連決議P7において、政府間海洋学委員会の決定が参照されており、そこに「an International Decade」とあることに起因するものと思料されるが、その部分は決定にいたる前提を記したものにすぎず、今回の宣言そのものについて、より正確な日本語訳を採用すべき。	「国連持続可能な開発のための海洋科学の10年」(2021~2030)に修正します。
15	はじめに2.	(1)のオ.の中に海洋に関する国際情勢として国連による活動「国連 持続可能な開発のための海洋科学の10年(UN Decade of Ocean Science for Sustainable Development)」が含まれていない。これは極めて重要な国際的な動きであり、海洋国日本としての見識を示すためにも是非取り入れるべきである。例えば、オ. の第1パラグラフの最後に加筆し、「～海洋観測に基づく科学的知見の充実が必要であるとの国際的な認識が高まっている。そして、国連においても、科学的知見の重要性が加盟国によって支持され、2017年12月に「国連 持続可能な開発のための海洋科学の10年(UN Decade of Ocean Science for Sustainable Development)」が決議された。」とするなど。	御指摘のオの末尾に、「国際海洋科学の10年(2021~2030)」の記載があり、これを「国連持続可能な開発のための海洋科学の10年」(2021~2030)に修正します。
16	はじめに2.	「国際場裡では、国際法上の根拠が必ずしも明らかではない、海洋権益等に関する主張が展開されるなど、国際的な海洋秩序を動揺させかねない動きも見られる。」に関連し、パラオ、キリバスなどメガ海洋保護区をノーテイクゾーンに設定し、海洋法62条に疑義のある国内法を制定している。これは途上国の海洋法への無理解、または先進国NGOや研究者のアドバイスに問題があることが要因。日本は太平洋島嶼国などの途上国に海洋法を中心とした国際法を学ぶ機会、もしくは法制度の支援体制を構築すべきである。	御指摘のとおりで、本計画の中でも「国際連携・国際協力」の一環として「海における法の支配」と「科学的知見に基づく政策の実施」を国際社会全体の普遍的な基準として浸透されるために活動する旨を示しています。

No	該当箇所	御意見	回答
17	はじめに 2.	7頁の「イ 海洋の産業利用」の1行目 (修正内容) 「海運、造船、船用工業、エンジニアリング、情報通信等海洋開発を支える多様な産業や海上輸送の拠点となる港湾において、国際競争力強化に向けた取組が行われている」に、「建設」を加えて、「海運、造船、船用工業、エンジニアリング、建設、情報通信等海洋開発を支える多様な産業や海上輸送の拠点となる港湾において、国際競争力強化に向けた取組が行われている」に修正していただくようお願いします。 (理由) 建設業におきましては、海洋開発の拠点整備や施設の保全を推進しているとともに、港湾などのインフラ建設技術の海外展開を推進しており、海洋開発を支える産業として貢献していますのでご検討していただきたい。	御指摘のとおり「建設」を追記します。
18	はじめに 2.	(4)第3期海洋基本計画の構成、第2パラグラフで、第2部については、わずか3行で、「また、第2部において、第1部の基本的な方針を踏まえながら、今後おおむね5年間に、集中的に実施すべき施策、関係機関の緊密な連携の下で実施すべき施策等、総合的・計画的推進が必要な海洋施策を具体的に定める。」というように、一般的にしか書かれていません。 しかしながら、第1期ならびに第2期計画においては、この第2部は12の基本的施策についてそれぞれ書かれていたのに対して、本計画案では、9つの項目に大幅に編成替えされています。後出のp.15の第1部、1(2)の「イ 理念に照らした海洋政策の方向性の明確化」で、ある程度の記述がなされていますが、ここは、本計画の構成について内容を紹介します初出のところです。構成を大幅に変更した理由、根拠等ならびに9項目の構成としたことの簡潔な説明を記述することを検討していただきたい。	第3期海洋基本計画の策定に向けて、平成29年4月に開催された総合海洋政策本部会合を踏まえ、参与会議、その下に設置された基本計画検討委員会、4つの小委員会・プロジェクトチーム(PT)において検討を重ねました。その結果は、参与会議意見書として12月18日に総合海洋政策本部長である総理大臣に手交・公表されています。パブリックコメントに付された計画の案文・構成は、参与会議意見書の内容を踏まえて作成しています。
19	はじめに 2.	(4)第3期海洋基本計画の構成 第2パラグラフで、第2部について「また、第2部において、第1部の基本的な方針を踏まえながら、今後おおむね5年間に、集中的に実施すべき施策、関係機関の緊密な連携の下で実施すべき施策等、総合的・計画的推進が必要な海洋施策を具体的に定める。」と、わずか3行で一般的にしか書かれていません。しかしながら、第1期ならびに第2期計画においては、この第2部は12の基本的施策についてそれぞれ書かれていたのに対して、本計画案では、9つの項目に大幅に編成替えされています。 p.15の第1部、1(2)の「イ 理念に照らした海洋政策の方向性の明確化」の部分で、ある程度の記述がなされていますが、ここは、本計画の構成について内容を紹介します初出のところです。p.15の記載内容の頭出しを含めて、構成を大幅に変更した理由、根拠等についての説明を加えたうえで、9項目の構成としたことの分かりやすい説明を、もう少しボリュームを大きく、充実させるよう記述していただきたい。	第3期海洋基本計画の策定に向けて、平成29年4月に開催された総合海洋政策本部会合を踏まえ、参与会議、その下に設置された基本計画検討委員会、4つの小委員会・プロジェクトチーム(PT)において検討を重ねました。その結果は、参与会議意見書として12月18日に総合海洋政策本部長である総理大臣に手交・公表されています。パブリックコメントに付された計画の案文・構成は、参与会議意見書の内容を踏まえて作成しています。
20	はじめに 2.	海洋政策における問題点、取組み方針については網羅的に纏められており、是非とも海洋国家・日本として、記載内容の具体的政策実行の推進をお願いしたい。 その上で、各取組み方針について、担当府省が列記されているが、時期及び、どこがどう推進するのかまで踏み込めていない。 この計画を踏まえて、宇宙基本計画工程表のような具体的な工程表の策定をお願いしたい。 「はじめに 2章(3)項 海洋に関する施策を推進するにあたっての政府の体制」において、総合海洋政策本部は海洋基本計画に基づき諸施策の工程表を作成するとの記載もあるので、確実な遂行をお願いする。	第3部1.(1)において、PDCAサイクルを活用した工程管理を行うこと、施策群を単位として作成する工程表には目標達成に向けた状況を俯瞰的・定量的に把握するための「指標」の記載に努めることについて記述しています。今後、参与会議における審議を通じて、スケジュールや具体的な議論の進め方等について検討することとしておりますが、海洋政策の計画的かつ総合的な推進に資するよう、適切な工程管理に努めてまいります。

No	該当箇所	御意見	回答
21	第1部1.	「第1部1. 海洋政策のあり方(2)方向性 ウ海洋政策の方向性についての具体的な内容」において、キャッチフレーズが示されているが、そのキャッチフレーズの第一として「海をとおして世界と繋がる日本。国民の共通認識へ」との趣旨を追加することを提案します。 (理由)四面環海の日本は、通商・貿易、安全保障、海洋資源、環境など、いろいろな場面で海を通じて世界と繋がっている。「隅田川の水はテムズ川に通じる」(林子平 海国兵談)という言葉が象徴するように海は日本と外国を隔てるものではなく繋げるものである、との認識を国民全体が共有することで、我が国にとって海洋の真の意義を踏まえた政策論議をする土壌が整い、海洋基本計画の実施効果を上げることができると考えるため	キャッチフレーズに関しては、何れの項目でも共通して取組の方向性について記述することとしておりますが、御提案の「海をとおして世界とつながる日本」といった記述は現状を表した表現にとどまっております。御意見を反映することはできません。なお、第1部2-2.(6)ウに記載があるように、外向きの海洋国家観が浸透することが重要と考えております。
22	第1部1.	「海洋権益」の定義を統一すべき。 14ページ 新たな海洋立国への挑戦では、海洋権益を「我が国の平和と安全、国民の生命・身体・財産、漁業、海洋開発等」と表現しているのに対し、18ページ 我が国の領海等における国益の確保では、「我が国の領海等における平和と安定を維持し、」、「国民の生命・身体・財産の安全の確保」及び「漁業、海洋開発等の海洋権益の確保」と表現しており、海洋基本計画上最も基本的な用語である「海洋権益」の用い方に統一性が欠けていると思います。	御指摘のような誤解が生じないように、第1部1.(2)アの御指摘の箇所を「我が国の平和及び安全、国民の生命、身体及び財産並びに漁業及び海洋開発等の海洋権益を含め領海等(…)の主権及び主権的権利を断固として守り抜く。」と修正いたします。
23	第1部1.	1. 14頁 下から2行目 「…領海等(我が国内水・領海・接続水域・排他的経済水域・大陸棚をいう。以下同じ)の主権及び主権的権利を…」 ⇒ 「…我が国の海域等(我が国内水・領海・接続水域・排他的経済水域・大陸棚をいう。以下同じ)の主権及び主権的権利を…」に修正 理由:海洋権益の確保が問題になっているのは、領海だけでなく、むしろその外側の排他的経済水域等を含む我が国の広大な管轄海域である。それを「領海等」と表現するのでは我が国が管理すべき海域のイメージが正しく国民に伝わらない。 2. 16頁 下から5行目 「海域管理」⇒「国際社会、各国の海域等の管理」 理由:文意の明確化、及び1.に同じ。 3. 16頁 上から8行目 「領海等」⇒「海域等」 理由:1.に同じ。	排他的経済水域等の海洋権益の確保は重要な課題ですが、それぞれの水域において重要な課題が存在しており、優劣はつけがたいと思います。また、「海域」という言葉は、「一般海域」、「閉鎖性海域」、「輻輳海域」などの使い方をされており、必ずしも広大な海をイメージさせるものではないのではないかと思います。いずれにしても、排他的経済水域の海洋権益の確保に取り組むことは重要であり、いただきました御意見は、今後の施策の実施の参考とさせていただきます。
24	第1部1.	(1)(1)理念 p11 イ 本計画の策定及び実施に関する理念の構築 (2) 将来の人口減少のもとにあっても我が国の国力を持続的に維持する。このため、海洋権益の確保のための取組の重要性も念頭に置き、海洋の有する豊かさ の後に 「を将来にわたって保全、維持することを前提としながら、」 を挿入。	御意見の御趣旨については、その後段の③の項目において、海洋環境の保全の重要性や、海洋の開発・利用と環境保全との調和の新たな展開を図っていくことに反映されていると理解しております。
25	第1部1.	P14 (5) 子供や若者を始めとして国民全体が、海にあこがれ、親しみ、海で遊び、体験 する機運を盛り上げ、海洋に関する施策の推進への国民の の後に 「参加と施策の透明性を通じて」を挿入 理解を得ることが、全ての施策の底流にあるべき重要な課題であること。	御意見の御趣旨については、第3部の2. 関係者の責務及び相互の連携、3. 施策に関する情報の積極的な公表において記述しております。

No	該当箇所	御意見	回答
26	第1部 1.	<p>大変よく現状と将来計画がまとめられている。「はじめに」において、これまでの10年間にあらわれた関心や対応など海洋基本計画の進展が捉えられる。つぎに、第1部の1において「今後の10年を見据えた海洋政策の理念及び方向性」では、方向性と理念が掲げられている。</p> <p>今後10年を見据えた第1部、5年で実現を目指す第2部の内容などの構成は優れているが、これらの期間に何が想定されるかわかるとよいと思われた。</p> <p>例えば、今後10年では、SDGsやパリ合意書の達成時間スケールである。北極政策関連も、10年かけて取り組むべき課題の大きさ、次世代に継承すべき北極の姿を見据えていることがある。</p> <p>観測体制や人材育成は、速く立ち上げて10年を超えて維持する体制が重要である。</p> <p>急変する北極では、過去5年余りの間に北極海氷最小面積記録、ACオブザーバー承認、「我が国の北極政策」策定、産業面ではヤマルへの関心集中と我が国の運搬船の航行開始など、今後も5年程度での自然環境や社会の急変、国際ルール作り要請もありうる。</p> <p>臨機応変に対応できる日本の司令塔を持つ点は第3部に記されているように総合海洋政策本部の機能に期待する。</p>	<p>海洋基本法第16条に基づき、海洋における情勢の変化を勘案し、及び海洋に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、概ね5年ごとに、海洋基本計画を見直しを行い、必要な変更を加えるものとして規定されています。</p> <p>御指摘のように、今後10年を見据えた海洋政策の理念及び方向性を記述していますが、取組内容はさらに長期にわたるものも少なくありません。第3部にも記載した通り、総合海洋政策本部がその実務を担うか総合海洋政策推進事務局と一体となって、司令塔としての機能を十分に果たすことを通じて、新たな海洋立国の実現に向けて積極的に取り組んでまいりたい。</p>
27	第1部 1.	<p>p.16、下9行目に「海洋産業の振興、海洋の産業利用の促進を通じた海洋の持続可能な開発・利用と」とあり、“海洋産業の振興”と“海洋の産業利用の促進”が書き分けられています。後者については、p.21の2-2、(1) 海洋の産業利用の促進、に、「海洋の産業利用の促進とは、」として記述があり、「3つの重要な政策的な意義がある。」として(1)(2)(3)が記述されています。他方、前者については、本文中に6ヶ所でききますが、そのなかに次のような記述があります。</p> <p>海運業・造船業といった海洋産業の振興(p.21)／造船や船用工業等の、いわゆる「海洋産業」は、(p.22)／地域の重要な産業である水産業や地域資源を活用した海洋関連観光等の海洋産業の振興、</p> <p>ところで、海洋産業の定義については、基本法第5条で「海洋の開発、利用、保全等を担う産業(以下「海洋産業」という。）」と規定されています。</p> <p>そこで、少なくとも、p.22のいわゆる「海洋産業」のカギカッコは、あたかもこれが海洋産業の定義、範囲との誤解を招きかねないので外すととも、海洋産業とは、という書き出しの説明文を法の定義に沿って記述した方が良いと考えます。</p>	<p>当該部分は、特に用語の定義を意図しているものではありませんし、また用語の使い方についても、海洋基本法との関係において矛盾はないと思われるため、原案どおりとします。</p>
28	第1部 1.	<p>イー(4)に「北極や深海を含め、未踏のフロンティアである海洋分野で優位性をめぐり、・・・競争や権益をめぐる争いが起こっており・・・輪が国も優位ある地位を占めなければならない」とある。内部文書ならよいが、海外を含めた外部に対して、北極で利権争いがあり、そこで優位な立場を確保するために、調査研究を推進するとの文脈になっては、法とルールによる海洋秩序を表す我が国の方針とは異なり、緊張や摩擦を拡大しかねない。「権益をめぐる争いが起こっており」は削除するのが望ましい。</p>	<p>近年は北極海氷の融解に伴い、北極航路あるいは北極海域の埋蔵資源開発の有用性と現実性について、すでに北極評議会(Arctic Council)メンバー国だけでなく多くの国家が注目しており、種々の議論がなされています。同様に、公海上の深海底に埋蔵される資源の開発についても同様に議論が進められており、その中では国際法の解釈などを巡り種々の対立があることは事実です。我が国はこれらの論点を慎重に見極める一方、後手に回することは避けなければなりません。そのため我が国は先進的な技術開発への投資を怠ることなく、また友好国などへの支援を通じて国益の確保につなげてゆくことが重要であると考えます。</p>

No	該当箇所	御意見	回答
29	第1部 1.	<p>第1部の見出しが「海洋政策のあり方」となっており、第1期・第2期基本計画の第1部の見出しである「海洋に関する施策についての基本的な方針」から変更されています。そして、「海洋に関する施策についての基本的な方針」という見出しは、第1部2.の見出しに格下げされています。</p> <p>海洋政策の全体を方向付けるという意気込みを感じるころですが、基本計画はあくまで基本法に基づいて策定されるものであり、第1部から第3部の見出しは、以下に示す基本法第16条第2項の一、二、三の法文に基づくものだと考えます。</p> <p>2 海洋基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 海洋に関する施策についての基本的な方針</p> <p>二 海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</p> <p>したがって、第1部の見出しは、法文の2項の一に書かれている「海洋に関する施策についての基本的な方針」と元に戻すべきではないかと考えますので、検討いただきたい。</p>	<p>第3期海洋基本計画の策定に向けて、平成29年4月に開催された総合海洋政策本部会合を踏まえ、参与会議、その下に設置された基本計画検討委員会、4つの小委員会・プロジェクトチーム(PT)において検討を重ねました。その結果は、参与会議意見書として12月18日に総合海洋政策本部長である総理大臣に手交・公表されています。パブリックコメントに付された計画の案文・構成は、参与会議意見書の内容を踏まえて作成しています。</p>
30	第1部 1.	<p>開発優先の計画で、保全とのバランスを著しく欠いている</p> <p>理念が開発優先の構成のため、計画全体が開発優先になっている。</p> <p>日本は、各地の沿岸を戦後のわずかな期間に開発し、生態系サービスを著しく劣化させ、多くの経済的損失を招いた。この経験に学ぶことなく、海洋の有する豊かさ、潜在力を最大限に活用することが重要(p.11)という記述が先にある。p.12に「かつて経済発展の過程で海洋汚染を引き起こしつつも、それを乗り越えるための努力を積み重ねてきた経験を活かし、海洋環境保全に向けた国際的な取組において主体的・先導的な役割を果たし、世界をリードしていくべき」とあるが、かつての経験とは水質汚濁等の公害が中心で、排出源である工場での取り組みの成果だ。浄化能力や水産業にも資する浅海域の破壊は今も続けている。気候変動やマイクロプラスチックが、私たちの暮らしへの影響が明らかになりつつあっても、あくまで経済発展を失速させない前提でしか考えていない。米国が世界最大の海洋保護区をつくり、欧州がプラスチック使用に急速に舵を切っているなか、日本は世界で何をリードするのかまったく具体的でない。具体的な記述が必要。</p>	<p>本計画については、海洋基本法第2条における「海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和」という基本理念を前提・根幹としております。海洋環境の保全の重要性や施策推進の必要性については、第1部海洋政策のあり方や第2部の個別施策のなかでも繰り返し記述しており、開発・利用を優先しているとの指摘は当たらないと考えています。また、第1部で、海洋環境保全に向けて国際的な取組において主導的・先導的な役割を果たしていくことを記述した上で、第2部で、海洋環境の維持・保全に関して、具体的な施策を記述させていただきました。</p>
31	第1部 1.	<p>海洋が富と繁栄をもたらすことは、日本の歴史が示しており、さらなる大きな可能性を秘めているという考えにも賛同する。ただし、開発には多くのデメリットも伴う場合があり、資源を持続可能に利用するためには、賢明な利用という姿勢が不可欠である。海洋の保全や調査に、開発にかけるのと等分の予算・人材を配備し、資源を管理できる体制を整えて初めて可能になる。</p> <p>「海の恵みの活用を進めるべき」で、「海域管理と持続可能な開発・利用の推進を同時に達成すべく政策展開を図る」(p16)とあるが、どのような利用だと持続可能ではないのかを知らうとするよりも前に、開発・利用のメリット部分だけが強調されている。</p> <p>政府全体で海洋に関する施策を進める基本計画としては、あまりにも偏った内容と言わざるを得ない。総論において、海洋開発や利用の促進などに触れる前に、「環境保全の優先とその政策の推進」をかけた、環境の保全を前提とした海洋開発とその利用を述べるべきである。</p>	<p>第1部において、海洋基本法第2条における「海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和」という基本理念を踏襲し、海洋の持続可能な開発・利用と環境保全とをWin-Winの関係で発展させていくことを模索・追求し、環境保全の実効性を高めていく必要があることに言及しております。なお、先般閣議決定された「環境基本計画」においても同趣旨が記述されております。</p>
32	第1部 1.	<p>海洋基本法の理念がみえない。</p> <p>海洋基本法の理念に対して、海洋基本計画は個別の具体的な計画が記されるものではあるが、そこに至る前提として、日本の海洋はどのようにあるべきかの記述に具体性がない。海洋基本法の理念が見えるような大きい方針を示したうえで、個別の計画を記すことが望ましい。海をどう開発・利用したいかについては具体的な記述があり、その豊かさを子孫に引き継ぎたい、海洋環境の保全は重要とあるが、豊かな海とはどのような状態についての理念が見られない。</p> <p>海洋エネルギーや資源の開発については詳細な掲載があるが(22頁)、海洋保護区の管理の充実や設定の推進など、保全については具体的な計画記述がない(24頁)。</p> <p>保全計画の指針となる海の環境の理念に具体的な加筆するべきである。</p>	<p>海洋環境の保全に関しては、第1部海洋政策のあり方のなかで、今後の10年間を見据えた海洋政策の理念及び方向性げ言及するとともに、海洋に関する施策についての基本的な方針において「(2)環境保全の維持・保全」を項目立てして記述しております。また、第2部においては、海洋保護区の管理の充実や設定の推進をはじめ個別施策を記述しております。こうした計画を踏まえて、関係府省が連携して、施策の推進に努めてまいります。</p>

No	該当箇所	御意見	回答
33	第1部 2-1.	”国際海洋科学の10年”は、国連総会による宣言であり、大変重要な国際的な動きであり、一番最後ではなく、ハイライトできる場所で記述すべきと考える。日本としては当該海洋基本計画が国際海洋科学の10年を主導できる計画であると宣言できると良いかと考える。	記載の順番は優先順位を示すものではありません。国際海洋科学の10年は、国際連携・国際協力の記述の先頭に記載されています。
34	第1部 2-1.	「新」海洋立国に挑戦なら、海洋安保が海洋自体を守ることを通じて本土（陸・空）を守る役割拡大を要望します。「海を守る」が海洋安保の意義と同義と考えるとこうなるからです。海に守られていた時代は自然の障壁のみでしたが、近年の人為的脅威はその障壁だけでは効かなくなってきたと捉え、これの対策は人為の障壁である海洋の盾による補強（海洋安保）を考えます。シーレーン防衛は本土の補給を守ることに於いて盾であり、最近では日本向け弾道ミサイル脅威に海上で破壊処置も、盾として代表的です。これは尖閣を初め離島の防衛を考えた時にも通じます。離島とその周辺海域を守る以外にそうすることを通じて本土を守る盾になる意義を見出さる点において、フォークランド紛争における争奪戦とは明らかに違うと考えるためです。これら本土を守るという点において、日米安保条約の適用をさらに強固にし、例えばMDAの体制を確かなものにします。基盤となる自然の障壁を、端緒（例）の点（ミサイル防衛）と線（シーレーン防衛）に、新たに面（島嶼防衛）の3盾で補強する本構想は「我（海洋安保）、海洋において本土防衛の盾とならん」を完結的に求める点で「新」です。	冒頭の現状認識において「我が国の領海や排他的経済水域を含め我が国周辺海域を取り巻く情勢は一層厳しさを増し、我が国の海洋権益はこれまでにない深刻な脅威・リスクにさらされている状況にある」としています。人為的なものであれ、自然災害であれ、安全保障上の脅威や問題は、その大半が海洋領域を介して我が国の領土に到来します。今期海洋基本計画を通じ、厳しさを増す安全保障環境により効果的に対応できるよう省庁間横断的、あるいは産官学さらには民間との連携を深めていく必要があると考えています。
35	第1部 2-1.	<p>ア 新たな海洋立国への挑戦 P15 3行目「さらに、」を削除 「こうした方向性の実現のためには」 海洋環境の保全に 努め、人類共通の財産である美しく豊かな海を子孫に継承することができるように、海洋政策を強力かつ効果的に推進する。 「ことが必須である」を加える。</p> <p>同12行目 地方公共団体、海洋産業の事業者 の後に 「研究者、地域住民など多様な関係者の参加」を挿入 「等の関係者の意欲」を削除 と相互の連携及び協力を得て、</p> <p>ウ 海洋政策の方向性についての具体的な内容 P17 ○「先んじて、平和につなぐ。海の世界のものさしを作る」 情勢の変化を受けて対応することから更に進んで、 の後に 「海洋酸性化、汚染、海洋ゴミなど海洋環境の悪化に対して迅速な対応を行い、」 を挿入</p>	<p>アに関しては、海洋政策の方向性として支柱として一体的なものであり修正は応じかねますが、御意見の御趣旨は、計画のなかで言及させていただいております。</p> <p>ウに関しては、基本的な方向性を記述しており、具体的な取組内容は、第2部の3. 海洋環境の維持・保全や8. 国際的な連携の確保及び国際協力の推進の項目のなかで記述しております。</p>

No	該当箇所	御意見	回答
36	第1部 2-1.	<「総合的な海洋の安全保障」の中核的概念として捉え、…関係各国と連携・協力しながら「自由で開かれたインド太平洋戦略」を推進していく。>に関連し、インド太平洋がカバーする地域には途上国、特に広大な海洋を管轄する小島嶼国があり、実質的にこれらの国家は経済規模の制限から海洋安全保障を行えていない。日本は現在行われている水産庁取締船のパラオ派遣のような国際協力を積極的に行うべきである。海は繋がっているし、日本の海洋活動は国内の海洋管轄権内に留まっているわけではない。	インド太平洋という概念に包含される国家群には、御指摘のとおり小さな島嶼国、途上国などが数多く含まれます。海洋の安定、水産資源の保護、あるいは能力構築支援など、多様な視点からこれらの国家の海洋行政を支援することは我が国の国益にもつながります。一方、現在の限られた財源とリソースをもって、数多くの国家を対象とした多種多様な施策のすべてを実施できるわけではありません。今期基本計画を機に、より効率的な海洋の安全保障に係る施策を省庁間横断的に進めてまいります。
37	第1部 2-1.	我が国の安全保障がくるのは自国ファースト的であり、世界の共感を得ることは難しいと思います。まずは地球環境の保全、人類そして地球上の生命全体の共通財産である海を守ることが第一にきて、その中で日本の取り組みを述べるべきだと思います。	様々な御意見があると考えますが、参与会議及び政府部内での慎重な検討を経た上での結論であるため、修正は困難です。
38	第1部 2-1.	「(2)ア1 海洋状況把握(MDA)体制の確立」に体制の確立と題しているが、体制の確立については記載されていない。MDAは包括的な取り組みが必要との記載になっており、海洋政策本部が施策をまとめ、各府省の分担、責任と役割を統制していくまで記載してもらいたい。	ここで言う「MDA体制の確立」とは、政府組織の体制を意味するのではなく、各省の施策をMDAの取組における①情報収集体制、②情報の集約・共有体制、③国際連携・国際協力の中に位置づけ、施策相互の関係を明らかにすることを意味しております。
39	第1部 2-1.	P17に「先んじて、平和につなぐ、海の世界のものさしを作る」の параグラフで、新たな枠組みやルール等の形成に関して…を国際社会の普遍的な基準として浸透させるべく活動する」とあるが、BBNJは、国連で制定が予定されている、法的拘束力を持つルールとしては、国連海洋法制定来の大きな動きであり、ここで例示すべき。	御指摘の記述については、BBNJという新たな国際ルール形成に向けた国連での議論も念頭に、我が国にとって望ましい環境を創出することを国際連携・国際協力の目標として掲げ、その実現に向けた基本的な取組について記述しております。なお、BBNJに関しては、第2部3. 海洋環境の維持・保全の項目において、具体的に記述させていただいております。
40	第1部 2-1.	「新たな海洋立国への挑戦」に向けた海洋施策の方針として、基層も含めた総合的な海洋の安全保障の推進が掲げられている。各項目に関してはいずれも重要なものであり、強力かつ総合的に推進されるべきものである。 一方で、これらの各項目及びその達成のための施策は決して独立して推進できるものではなく、まさに総合的に推進すべきものであろう。にもかかわらず、第一部2-2や、第2部で記載されている施策を総合的に推進する具体的方針が見えない。 例えば、具体的な地名が第2部でも出てくる「南西諸島」には、近隣国との緊張関係、巨大海底活火山の存在、海底熱水鉱床の形成など、海洋立国として喫緊の対応が必要な課題が多く存在する。これらの諸課題を解決するためには、海洋状況把握、海洋由来の自然災害の予測と軽減、海洋鉱物資源の開発などの項目を含む調査・観測・技術研究開発を省庁横断型の国家プロジェクトとして民間と連携して推進し、さらにその中に海洋立国を支える人材(外航船員も含む)の育成も位置付けることが必要であろう。	今後の施策の実施に関する御意見として参考とさせていただきます。なお、第1部1. (2)アにおいて、海洋に関する施策を統合的な形で着実に実施する旨が記載されています。

No	該当箇所	御意見	回答
41	第1部 2-2.	海洋は多数の省庁に関連事項が跨っているだけでなく、扱う時間スケールも異なるため(災害や有事など即時対応が必要なものから、水産や気候など数年～数十年先の予測が必要なものまで)、政策立案・調査方針などの一元化は容易ではない。 概念的な方針を決める統合海洋政策本部をさらに発展させ、米国大気海洋庁のような実働組織を計画するべきである。現在の計画案では、各省庁が抱えている細かい事例が列挙されているわりに、一元化に向けた具体的な手順が示されていない。これまでの「各省庁に呼びかける」程度の取り組みでは、一元化が実現できなかった現実を直視して、具体的にどのような取り組みをするかを明記する必要がある。	第3部において、「海洋に関する施策を進めるに当たっては、それぞれの施策につき、権限、ノウハウ・知見、経験等を有する多くの関係府省の責任ある取組が重要であるとともに、関係府省が密接に連携し、政府全体としてそれらの取組を効果的に組み合わせる等、総合的かつ総力を挙げた取組を進めることが求められる」という認識を示した上で、「海洋基本計画の実現に向けた工程を明白にし、それに則し取り組み、実施状況等を評価し、それを基に工程を手直ししながら進めていくといった手法を導入・強化し、海洋基本計画に定める事項の着実かつ効果的な推進体制を構築する」こととしており、御意見を参考とさせていただきます。
42	第1部 2-2.	第三回海洋基本計画の特に北極政策に係わり意見を申し上げたい。 ・第一部2-2(4)北極政策の推進に係わり、「北極圏に居住する先住民の伝統的な経済社会基盤の持続性を尊重する」(26頁)と記載されており、これは国際的な潮流からもきわめて重要な指摘だと思われる。しかしそれをどのように我が国として実現していくのか、具体的な施策(第二部)の中では記載がない。先住民の伝統的経済社会基盤の持続性に貢献するための研究開発・国際協力を具体的に示すことが必要だと思われる。この問題は北極域国家の先住民政策と密接に関わっているため、当該国家の教育研究機関との連携のもとに我が国の人文社会科学・自然科学の研究者が共同で進める学際的研究事業が必要だと思われる。またこれに関連して北極圏先住民を対象とする教育プログラムを構想することも重要な我が国の貢献になるかと思われる。	「先住民の伝統的な経済社会基盤の持続性」について政府として尊重していくことを基本的な方針としているが、具体的協力のあり方については、対象となる各々の先住民の考え方も踏まえる必要があり、具体的な施策を明記することは困難です。
43	第1部 2-2.	●(科学的知見の充実) イ海洋調査・観測・モニタリング等の維持・強化 3段落目について:省力化・無人化の前に、有人での海洋調査の重要性もふれてください。例えば「有人での海洋調査・観測・モニタリングも重要だが、人口減少・少子高齢化など…」	有人の調査も重要と考えており、第2部5.(1)ア、第2部5.(2)ウに有人・無人ともに整備を進めるとの記載をしております。
44	第1部 2-2.	「海洋に関する国民の理解の増進」において、折角「海洋国家観」に言及しながら、単に「活躍の舞台は世界」であるとか「外向き」といった言葉に留まっている。「海洋に係る我が国の位置づけ」とは何かをもっと具体的にかつ平易な理解しやすい言葉で示さないと、単に海に関する知識の啓発や教育に終わってしまうことが強く懸念される。「我が国が海洋を通じて世界と繋がっている」という平易な言葉で(安全保障とか資源とか環境とかの知識のレベルではなく)感覚のレベルで国民が海洋国家観を共有することを目指すこと、そういった目標で海洋教育を行うことを明示することを提案します。	今後の施策の実施に関する御意見として参考とさせていただきます。なお、第1部1.(1)イに海外からの輸入の依存、国境を超える脅威について記載しております。
45	第1部 2-2.	2-2. 海洋の主要施策の基本的な方針 イ 海洋エネルギー・資源の開発の推進 3行目 そのための政府の役割としては、「(「商業化のために」の前に) 「海洋が人類共有の財産であることに留意し、海域の生物多様性を確保するための戦略アセスを実施した上で」を挿入 意見:産業に対して国の責任として共有財産である海洋の保全を講じる必要がある。	海洋エネルギー・資源の開発にあたって、海洋環境の保全との調和を図りつつ促進すべきであることは、第1部2-2.(1)の「ア 海洋の産業利用の促進に関する基本方針」の項において明記されています。

No	該当箇所	御意見	回答
46	第1部 2-2.	(5)国際連携・国際協力 「はじめに」において第72回国連総会の決定「国際海洋科学の10年」(→正確には「持続可能な開発のための国連海洋科学の10年」)であるべきであり、この点は別の意見として提出済み)に言及があるところ、海洋に関する国際連携・国際協力を推進する観点からは、この国連の動きに対して、わが国として積極的に関与、寄与すべきであり、そうした文言の追記を提案する。例えば、P28のUNESCO/IOC等に関する記述に続けて、「また、『持続可能な開発のための国連海洋科学の10年(2021-2030年)』の宣言を踏まえ、当該10年の実行計画策定及びその実施に積極的に関与し、もって海洋分野における我が国国際的地位確保に努める。」とするなど	いただいたコメントを踏まえ、「また、「国連持続可能な開発のための海洋科学の10年」(2021～2030)の宣言を踏まえ、当該10年の実行計画策定及びその実施に積極的に関与し、SDGsの達成に向けて我が国として貢献する。」と追記させていただきました。
47	第1部 2-2.	PP23、(1)海洋の産業利用の促進 エ、海洋における産業利用の拡大の項の文章の最後に、下記を追記し、新たな海洋情報産業の拡大に資することをご検討下さい。 この様な新たな産業分野の開拓と並行して、海洋における産業構造の変化に対応して行くことが必須になってきている。これまでのプラットフォームベース(船舶、洋上構造物など)に加えて、海洋情報ベース(高分解能リアルタイムセンサ、船舶IoTデータ、衛星データ、海洋ブロードバンドなど)を加えた「プラットフォーム+情報」ベースへの移行を促進し海洋情報産業の拡大を図る。	海洋情報に係る取組は、MDAの能力強化の中で推進していくこととしており、産業分野への展開においては「i-Shippng」等の取組を進めていく予定です。 また、第3部の2. においては、海洋産業事業者の責務として「情報技術の進展等を活かした新たな事業展開」を明記させていただきました。
48	第1部 2-2.	PP27、北極政策の推進の項の最後に、下記を追記することをご検討下さい。 加えて、オホーツク海・ベーリング海・北極海を一体的に捉えた政策(衛星地政学)を推進する。これにより、北極評議会オブザーバー国として唯一の「海洋+宇宙」の総合力を生かした活動を展開する事で国際的(アジアを含む)なプレゼンスの確保を図る。	第2部7.(2)ウ 北極評議会(AC)の活動に対する一層の貢献に記載されているように、北極の主要なプレイヤーとして国際社会に貢献することを目指します。また、第1部2-2.(3)イに記載しておりますように、海洋と宇宙の政策連携を一層強化してまいります。
49	第1部 2-2.	ア海洋科学技術に関する研究開発の推進等 「アクセスが困難な深海や、地球環境にとり重要な北極域・南極域は、人類のフロンティア」についてですが、フロンティアにはこれまで見えていなかった領域も含むべきです。環境DNAによる未機能遺伝子群、外洋域のサブメソスケール現象、マイクロスケール乱流など。	第2部5.(2)イ「①基礎研究の推進」に記載しておりますとおり、独創的で多様な基礎研究を広範かつ継続的に推進するための取組を強化してまいります。
50	第1部 2-2.	(3)科学的知見の充実 ウ海洋と宇宙の連携及びSociety 5.0の実現に向けた研究開発についてですが、 一番のネックは海上-陸上間のデータ通信です。海上-陸上間通信の低価格化が重要な課題です。	第2部5.(2)ウ「②プラットフォームの整備・運用」に「高速通信技術に係る研究開発を進める」と記載しております。
51	第1部 2-2.	現在見直しがなされている第3期海洋基本計画案には、昨年4月に策定された「水産基本計画」、および12月に農林水産業・地域の活力創造本部決定された「農林水産業・地域の活力創造プラン」における「水産政策の改革の方向性」の内容を反映した、水産業の成長産業化に向けた施策を盛り込んでいただいていると理解しているが、 ・日本海における外国船の違法操業やミサイル問題 ・海洋における洋上風力発電の問題 ・漁業者が操業時に利用する海洋観測衛星の継続使用問題 等は水産業界にとって大きな関心を有するものである。是非とも計画案に反映させることが重要であり、しっかりと対応していただきたい。	御指摘のように、検討中の第3期海洋基本計画案については、「水産基本計画」及び「農林水産業・地域の活力創造プラン」における「水産政策の改革の方向性」の内容を反映したものです。ご要望の項目については、それぞれ第2部の1(1)ア、2(1)エ①及び4(1)などにおいて記述しており、今後の施策の実施に関する御意見として参考とさせていただきます。

No	該当箇所	御意見	回答
52	第1部 2-2.	P21-22に海洋エネルギー開発に関する記述があるが、国のエネルギー政策との関連性、または独自性を明記すべき。	海洋エネルギーについては、その利用技術が未だ研究開発段階にあることから、引き続き、経済性の改善、信頼性の向上等のための技術開発等に取り組んでいくことが重要であり、本計画においても、関連の取組について記載しております。
53	第1部 2-2.	力水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化 適切な資源管理を行えば、水産業は成長産業となる書きぶりであるが、世界の水産統計を見ても、漁獲漁業の生産高を成長産業にふさわしい向上させることは、困難なことは自明である。成長産業とするためには、外洋域を含めた、広い海域における養殖業、天然種苗に頼らない完全養殖、漁獲漁業に頼らない餌料の開発が不可欠。現在の漁獲漁業は、成長産業ではなく、地域のコミュニティーを支える基盤産業として、持続可能な産業形態とし、そのために資源管理があるべき。	水産業の成長産業化については、平成29年4月に閣議決定された「水産基本計画」及び同年12月に農林水産業・地域の活力創造本部において決定された「農林水産業・地域の活力創造プラン」における「水産政策の改革の方向性」の内容を反映したものです。なお、第2部2(4)力において、「資源調査の高度化や漁業・養殖業の競争力強化の課題を速やかに解決するための調査・研究・技術開発を効率的に推進する」と記述しており、これらの成果を活用して、水産業の成長産業化を推進していくこととしております。
54	第1部 2-2.	(海洋立国を支える多様な人材育成と確保) 6)イにおいて、技術者のグローバル化と「文系的素養」を有する人材の育成が記述されているが、第2部9には見られない。同様に、第2部2(研究開発)などいくつかの項目に人材育成に関する記述が散見される。これらの整合性を図るか、あるいは別途「海洋人材の育成」という大項目の下で、まとめて記述する方が分かり易い。 なお、海洋人材は広い分野の知識を必要とする。その特徴から、「理系」と「文系」に分けて、それぞれの専門知識だけで人材が育成できるという考え方は馴染まない。運航技術や探査技術、国際政治・国際法など「海洋ガバナンス」分野、海洋に関する調査研究など、総合的な見識、いわば「海洋リベラルアーツ」を身につけた上で、専門性を深める方が適していると考えられる。	今後の施策の実施に関する御意見として参考にさせていただきます。なお、第2部9.(1)において、文系的素養を有する人材の育成にも配慮しながら、海洋立国を支える専門人材の育成と確保のため取組を行う旨が記載されています。
55	第1部 2-2.	2. P26 ウ 海洋と宇宙の連携。。。 Society5. 0においては海洋ビッグデータの整備とともに既存の他のビッグデータ(地球観測情報プラットフォームなど)との連携も重要と考えます。 「海洋ビッグデータの整備・活用、地球観測情報プラットフォームなどのプラットフォームとの連携や気候・海洋変動の予測。。。」とされてはいかがでしょう？	海洋のビッグデータの文脈における他分野との連携は、第2部5.(2)ウ③に「他分野との連携・融合を図りつつ、情報の活用を推進する」との記載があります。
56	第2部 1.	一昨年及び昨年と2年続けて、日本海大和堆周辺の我が国排他的経済水域(EEZ)において北朝鮮漁船等が違反操業を繰り返し、これに我が国いか釣り漁船が操業を妨害されたため、日本漁船は大和堆周辺水域から待避せざるを得なくなる事態に陥った。 このことから、次の修正をお願いします。 1 30頁の下から4行目に、次の文章を挿入する。「○大和堆周辺の我が国EEZにおける北朝鮮漁船等の違反操業に対しては、だ捕も含めて適切に対処する。(国土交通省、農林水産省)」 2 31頁のイの最初の○の2行目「中国公船等の領海侵犯、」の後に「大和堆周辺の我が国EEZにおける北朝鮮漁船等の違反操業、」を挿入する。	御指摘の大和堆周辺での違法操業が深刻な問題であることは政府としても認識しており、外国漁船等の違法操業について、はじめに 2.(1)ア、第1部2-1.(1)ア、第2部1.(1)アに記載しています。政府としては、これらの記載に基づき、対策を進めていく考えです。

No	該当箇所	御意見	回答
57	第2部 1.	「太平洋島嶼国においても違法漁業対策や組織犯罪対策等を念頭に海上法執行能力の向上支援を推進する。(外務省、国土交通省)」に関し、違法操業対策に関して、水産庁を入れるべきである。日本財団のミクロネシア海上保安事業を10年担当してきたが、国交省、海上保安庁、外務省は漁業を知らず、本来支援すべきではない、パラオの海洋保護区やミクロネシア連邦政府による日本カツオ漁船拿捕に加担するような間違っただ行動をとっている。国交省、海上保安庁、外務省、水産庁、そして法務省など関連省庁の連携協力は内閣府の主導でなければ実現しない。	御指摘の事項については、第2部8. (3)イのとおり、外務省、農林水産省及び環境省が省庁横断的に取り組むこととしています。
58	第2部 1.	ウ 政府間の国際連携の強化 にある「世界海上保安機関長官級会合」等の 多国間の枠組に関し、南シナ海、東シナ海的情勢を見てもわかる通り、漁船が先頭に立って国家安全保障の秩序を壊している事は見逃せない。漁船が軍事活動を行なっている可能性もあるし、また麻薬、人身売買、マネーロンダリング等の越境犯罪を行なっている事もある。よって関係省庁としてあげている(警察庁、財務省、外務省、国土交通省、防衛省)の他に水産庁も参加させるべきである。世界の海洋の現実を知っているのは水産庁である。	水産庁の司法警察権については、「漁業に関する罪に関し、刑事訴訟法の規定による司法警察員として職務を行う」旨、漁業法第74条に規定されています。漁業者あるいは漁船が海洋の安全保障におけるアクターとして影響力を行使している、という安全保障環境に関する認識は広く関係省庁間および海洋安全保障を研究する者の中で共有されていると考えますが、現行の法体系で水産庁が漁業取締の範疇を超えて活動することは法的に担保されていません。
59	第2部 1.	(2)ア 健全な造船市場の構築や公正な競争条件の確保について。 造船業にとっては、この取り組みはきわめて重要である。今後の日本の造船業の存亡に関わる重要問題であるとして認識をする必要がある。 いくらいい船を作ったところで、中国、韓国が政府の支援を受けて破格の値段で船を作っていたら日本の重工業の造船部門、造船会社はそもそも受注をすることができない。 あるいは、かなり無理をして受注をした末に、大幅な赤字を計上せざるをえなくなる。 これへの対処策として、造船会社はコスト削減に努めているが、優先的に削られるのは従業員の給料、船舶部品の購入費用等である。 結果、有能な人材がすでに造船業の外部へ流出しており、また、そもそも、造船の世界へ足を踏み入れようとする若者が減ってしまう。 加えて、造船を支える、部品等の製造技術が衰退、喪失しかねない。 仮に商船であれば、外国の造船会社で建造した船舶を購入すれば、我が国貨物の海上輸送は滞りなく進むのだから問題ないとして、極論として、国内に商船を建造できる造船所などなくてもいいという考えがあるのだとすればそれは危険な考えである。 国防の観点から、艦艇については我が国の造船所で作る必要があることには、異論は少ないのではないだろうか。 しかしながら、艦船を建造している造船所であっても、艦船のみで船台を埋めることは困難であり、艦船を建造していない間に、従業員を食わせるために、商船で船台を埋める必要がある。 この観点から、低い収益のもと受注しない限り商船を建造することができないという競争環境は、我が国の将来の安全保障環境を脅かすものであるという認識をもっていただきたい。 なお、高付加価値船についての記述があるが、これへの需要よりも、いわば、従来型の船舶の方が圧倒的に多いことを認識してほしい。 確かに、新しい技術を開発することは重要であるが、そのためには、足元の利益を確保せねばならない。 苦しい事業環境のなかでは、先行投資をする余裕がない。	第2部2. (2)において、「健全な造船市場の構築、公正な競争条件の確保等のため、OECD造船部会において規律の制定に努める」といった取組を進めることとしておりますが、いただいた御意見は、今後の施策の実施に当たり参考とさせていただきます。

No	該当箇所	御意見	回答
60	第2部 1.	(3)国際的な海洋秩序の強化 イ戦略的な情報発信の強化 についてですが、 日本海呼称問題については、日本の対応はセンシティブすぎるように感じます。呼称にこだわりすぎることで科学的・文化的出版物の出版が停止されたり、遅延される事例が発生しており、そのため、専門家たちが日本海を扱うことを敬遠する風潮が発生しています。長期的視野に立つと、日本海に関する専門家の活動度が日本において落ちることは、日本海に関する知識の低下におち、まさにガバナンスを低下させることに陥ります。呼称問題において、強い縛りをつけることはせず、領土問題と呼称問題を切り離して議論する形へと変革していかなければ、今後、日本海でのイニシアチブは取れなくなると危惧されます。	日本海は、日本海に対する国際的に確立した唯一の呼称です。我が国は、日本海の呼称に対する根拠のない主張に断固反駁(ばく)するとともに、日本海の単一呼称を引き続き確保していくため、国際社会に対し、本件問題に対する正しい理解と我が国への支持を求めてきています。このような我が国の主張は、国際社会において、国連をはじめとする多くの国際機関によって認められています。我が国としては、引き続き、情報発信の強化等の外交努力を行っていく考えです。
61	第2部 1.	「(1)エ:情報収集・分析・共有体制の構築」について、「省人化・無人化を考慮した装備品等の研究や導入」とあるが、海洋情報収集に必要な技術は前述以外に、人工衛星や航空機搭載の合成開口レーダや光学センサ、OTH(Over The Horizon)レーダ、情報分析AIなど多岐にわたり、これらについても研究開発を進めてゆく必要がある。多数の例を挙げる等の表現により、海洋情報収集に関する技術の研究開発を幅広く推進する旨記載すべき。	御指摘の点については、主として第2部「4. 海洋状況把握(MDA)の能力強化」という文脈で、現在具体的な方策について省庁横断的に別途検討を進めております。
62	第2部 1.	「(1)エ:情報収集・分析・共有体制の構築」について、項目名にある「分析」に関する記載がない。収集した情報を分析するシステムの構築やそのためのAI等技術開発も必要であるため、それらの整備についても記載すべき。	御指摘の点については、主として第2部「4. 海洋状況把握(MDA)の能力強化」という文脈で、現在具体的な方策について省庁横断的に別途検討を進めております。
63	第2部 1.	「(1)エ:情報収集・分析・共有体制の構築」について、監視の目的(監視対象)が記載されていない。本基本計画を受けて具体的に海洋監視体制の充実や増強を行う際の指針となるよう、目的を記載もしくは検討を行う旨記載する必要があるのではないか。(例えば、日本近海における船舶の安全監視や違法操業の監視には沿岸監視レーダや巡視艇、航空機等、遠洋や安全保障用途の監視であれば、情報収集用の人工衛星、長時間飛行可能な無人航空機やOTH(Over The Horizon)レーダ、海中海底の監視であれば、監視ブイ、潜水艦、無人潜水艇等が必要といったように、目的に応じて必要な観測体制が変わる。)	監視の目的(監視対象)を明記することにより、相手方が対抗手段を講じることも考慮し、このような記載としております。
64	第2部 1.	「(1)エ:情報収集・分析・共有体制の構築」について、 ・活用の対象としてALOS-3、ALOS-4、SLATSが例示されているが、実際の運用においては、観測手段として継続性の担保が必要となるため、「明確にJAXA衛星に海洋政策としてのニーズ、要求仕様を明確化し、衛星の開発、整備についてJAXAと連携して推進する」とし、国の施策として観測衛星のインフラ化に取り組むべき。 ・海洋監視活動強化に向けて観測頻度向上と観測網羅性の確保、船舶監視などに必要となる分解能や画像品質を実現させるため、人工衛星で取得した情報を個別に利用するだけでなく、国内で保有する各種衛星を1つのシステムとして連携(高頻度観測システム)させて活用することが有効である。 (JAXAが開発してきたALOS-2、及び開発中の先進レーダー衛星は正午(12:00)及び夜中(24:00)の監視に有効であり、またSLATSは早朝(6:00)及び夕方(18:00)の監視に有効。また先進光学衛星及びその後継機は午前中(10:30)の広域監視に有効であり、その後集中監視すべき領域の先見情報として活用可能。)	本計画の性格上、各人工衛星の要求性能等を個別に記載することはできませんが、平成20年の宇宙基本法成立ならびに平成24年のJAXA法改正によって、JAXAが安全保障にも貢献し得る体制ができあがっております。このため、JAXAが今後各種人工衛星の性能を検討してゆく中で、海洋の安全保障を他の各種要求性能と合わせ、念頭において開発・実用化してゆくと考えております。

No	該当箇所	御意見	回答
65	第2部 1.	安全保障に関して、人工衛星はALOSやSLATSしか触れられていないが、GCOMや「ひまわり」も海上交通の安全にとって欠かせない。「ひまわり」だけでは西インド洋や北極海をカバーすることはできないため、シーレーンの監視のためには特に極軌道の衛星が重要であることに言及すべきである。外国の衛星に頼らなければシーレーンの気象・海況もわからないようでは自立した安全保障にならない。	御指摘の箇所は、「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(JAXA)の先進光学衛星(ALOS-3)、先進レーダー衛星(ALOS-4)、超低高度衛星技術試験機(SLATS)等の各種衛星及び民間等の小型衛星(光学衛星・SAR衛星)等の活用も視野に入れ、」とし、ALOS、SLATS以外の衛星も含まれ得る記述と致します。具体的にどのような衛星を活用するのかを検討するに当たり、御指摘の視点も考慮するように致します。
66	第2部 1.	「(1)エ:情報収集・分析・共有体制の構築」について、 ・産業振興の観点から、政府衛星に加え、国内の民間衛星の積極的な活用にも取り組むべき。 ・衛星データの活用においては、別途整備が進められている「政府衛星データプラットフォーム」の施策との連携を行うべき。	「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(JAXA)の先進光学衛星(ALOS-3)、先進レーダー衛星(ALOS-4)、超低高度衛星技術試験機(SLATS)等の各種衛星及び民間等の小型衛星(光学衛星・SAR衛星)等の活用も視野に入れ、」と修文するとともに、御指摘の諸点は今後の施策の実施に際して参考とさせていただきます。
67	第2部 1.	3. P32 (エ)情報収集・分析・共有体制の構築 将来ミッションのみが記載されていますが、地球観測としては、すでに運用されている衛星から海洋情報収集を継続的に実施するのには重要と考えます。 「GCOM-C/W, ALOS-2ならびにひまわりなどの既存の宇宙からの観測に加えて、先進光学衛星(ALOS-3)」とされてはいかがでしょうか？	「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(JAXA)の先進光学衛星(ALOS-3)、先進レーダー衛星(ALOS-4)、超低高度衛星技術試験機(SLATS)等の各種衛星及び民間等の小型衛星(光学衛星・SAR衛星)等の活用も視野に入れ、」と修文するとともに、御指摘の諸点は今後の施策の実施に際して参考とさせていただきます。
68	第2部 1.	「(3)ウ:政府間の国際連携の強化」について、衛星データの提供はインド太平洋の諸国に対して我が国が顕著に貢献できる分野であるため、関係国との衛星データの相互供給に積極的に取り組むべき。	気候変動、水産資源保護、あるいは安全保障上のニーズに対応し、種々の情報をインド太平洋地域の国家群に提供することは衛星情報に限らず重要であると考えています。今後は能力構築支援などの文脈において、情報保全に留意しつつ情報共有を進めていきます。

No	該当箇所	御意見	回答
69	第2部 1.	<p>海洋由来自然災害の対応は、我が国の海洋安全保障の観点から必須である。最近では海溝型巨大地震に対する認識は高まり、海洋基本計画案でもいくつかの施策が提案されている。一方で、直下型地震発生域である沿岸・内海域の海底活断層の把握はほとんど進んでいない。このような観測調査も緊急性が高い。</p> <p>また海域にその総数の4分の1程度が分布する活火山の災害、特に甚大な被害が予想される「巨大カルデラ噴火」についてはほとんど触れられていない。この噴火予測には陸上で困難な高精度観測を海域で実施し、マグマ溜りの高精度イメージングを行うことが必要である。またこれは将来陸上火山の噴火予測にも応用できる。</p> <p>また海底カルデラ火山は海底金属鉱床評価の観点からも重要である。さらには、南西諸島における大規模観測の実施は、精密海底地形の決定、海中の磁気異常の検出など、シーレーンの安定的利用の確保にもつながる。</p> <p>海底火山活動監視は、海洋立国かつ火山大国である我が国にとって最重要課題の一つであることを認識するとともに、海洋人材の育成を含む他の施策の実施と連動した「横断的総合プロジェクト」の推進が期待される。</p>	<p>南西諸島及び南方諸島の海域火山における海底地形調査及び海底火山活動監視について引き続き適切に実施してまいります。</p> <p>また、同内容は、第2部5. (1)ウに記載しております。</p> <p>カルデラ噴火については、科学技術・学術審議会において平成25年に策定された「災害の軽減に貢献するための地震火山観測研究計画」等において、まさに研究の緒についた段階と認識しております。</p> <p>その研究の進展を注視しつつ、得られた研究成果を活用したカルデラ火山の観測・監視体制や防災情報発表のあり方等について適宜検討していきます。</p>
70	第2部 1.	<p>P31に「漂着者を介した感染症の蔓延の恐れを踏まえ」とあるが、漂着者が旅行者と異なるのは、正規の防疫システムを経ないで入国するという一点にあり、いかにも漂着者が病原体のように表記されることは、差別意識を根源としているように思われるため相応しくない。「漂着者に対して権益の面で適切に対応するとともに・・・」とすべきである。</p>	<p>「蔓延の恐れ」との表現であり、決してあらゆる漂着者を病原体のように表記しているとの御指摘は当たらないと考えます。</p>
71	第2部 1.	<p>本基本計画(案)の第2部では、施策ごとにカッコ書が付され担当省庁名が明記されている。これは、毎年公表される「年次報告」の平成27年度版から実施されているものを、基本計画それ自体でも適用したもので、大いに評価できる。</p> <p>このことによって、基本計画と年次報告との関連づけが一層容易になり、基本計画の施策の“実施状況の評価”について大いに資するものであり、適切な記述であると考えます。(第2部の2. 以下についても同様です)。</p>	<p>海洋諸施策の実効性を担保するため、各施策の実施府省名を明記させていただきました。</p>
72	第2部 1.	<p>海洋の安全保障に「海洋由来の自然災害への対応」があるが、自然のしくみをふまえた対応策を考えるべきである。</p> <p>津波はそのすべてを防ぐことは難しく、被害軽減に取り組むとあるが、その対策としてまず堤防が挙げられている。しかし、海岸法による堤防は海岸線近くにつくられるため海岸環境を破壊して自然の資源を失わせている。災害の未然防止のためには、土地利用の見直しに着手すべきである。津波や波浪のリスクのある場所に市街地を広げるのは災害の可能性を高めているという理解がまず必要である。</p> <p>国土保全の観点から、砂浜保全等の侵食対策を推進にも言及されているが、養浜は対症療法でしかない。砂の供給源を止めている上流のダムについての取り組みを始めるべきだ。海の自然の特性をふまえた対策へとシフトしなくては、海という環境を損ななく、かえって災害の可能性を増やしているに過ぎない。</p>	<p>津波対策と侵食対策については、津波防災地域づくりおよび総合的な土砂管理の一環として取り組むこととしております。</p> <p>第2部1. 海洋の安全保障の(1)我が国の領海等における国益の確保および第2部3. 海洋環境の維持・管理の(2)沿岸域の総合的管理の項を御参照ください。</p>

No	該当箇所	御意見	回答
73	第2部2.	(1)海洋資源の開発及び利用促進では、経産省の「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」を改定して明らかにする、との表現が多々見られるが、上位計画として、もう少し具体的な方針を示すべきではないか。従来の計画より、かなりトーンダウンした印象を与えるし、この計画の位置づけを自ら否定しているようにも捉えられる。国策としての大方針を具体的に示す計画であってほしい。	メタンハイドレートや海底熱水鉱床等の海洋資源の開発については、第2期計画期間中の成果を踏まえ、引き続き積極的に開発を進めることとしており、第3期計画上の記載についても、政府の役割の具体化や研究開発内容の情報開示、プロジェクト管理のPDCAサイクルの確立等、開発を進めるための重要な方針を明記し、充実させております。 なお、開発の具体的な計画については、「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」を改定することにより明らかにすることとしておりますが、この「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」は、平成20年の第1期海洋基本計画に基づき、海洋エネルギー・鉱物資源を計画的に推進するために策定された計画であり、第1期計画および第2期計画においても、開発の目標と達成にいたる筋道、必要となる技術開発、官民分担等を具体的に定めてきていることから、第3期計画においても同様の構造としたものです。
74	第2部2.	●(2)ア高付加価値化・生産性向上・・・。 ○2のところ:自動運航船は欧米、特に北欧で先行して研究・実用試験が進んでいることを明記したほうがいいかと思います。	本計画では、「自動運航船の実現に向けた取組を強力に推進する」としておりますが、実際の施策を行う上で、御指摘の自動運航船に関する海外動向も踏まえてまいります。
75	第2部2.	P42 上から4行目最後に次の一文を挿入されたし。「また、技術の国際化及び事業化を推進するため、IEC等における国際標準化及び国際認証制度の活用を図る」理由:日本が先導している技術の国際的事業化を図るためには、国際標準化と国際認証が不可欠であるため。日本が先導している技術として「海流発電技術」と「海洋温度差発電技術」がある。	海洋エネルギーに関する国際標準化及び国際認証については、第2部2.(1)エ②に記載がある「環境整備」に関する取組の一つに含まれております。
76	第2部2.	(1)海洋資源の開発及び利用の促進 p42の最後に、 ○ なお、健全な海洋生態系を保ち、将来にわたって資源を維持・管理するためにも、これらの開発に関しては厳密な海洋環境評価と透明性・公開性が求められる。 を加える。	海洋エネルギー・資源の開発にあたって、海洋環境の保全との調和を図りつつ促進すべきであることは、第1部2-2.(1)の「ア 海洋の産業利用の促進に関する基本方針」の項において明記されています。
77	第2部2.	(2)海洋産業の振興及び国際競争力の強化 p46 2行目 ○二酸化炭素の回収・貯留(CCS55)については海洋環境の保全・管理を前提とし(つつは削除)の後に、「戦略的アセスを行った上で」を挿入	二酸化炭素の回収・貯留(CCS)の促進に際しては、海洋環境の保全・管理を前提として進めることが、第2部2.(2)の「イ 海洋の産業利用の拡大」の項に明記されています。

No	該当箇所	御意見	回答
78	第2部2.	エ 海洋由来の再生可能エネルギー (1)洋上風力発電 「○洋上風力発電事業を目的とした海域利用の調整に当たっては、漁業者等との調整が円滑に図れるよう情報提供を行う。」とあるが、水面利用の面で競合する漁業者の不安を払拭し、協調した対応を行っていくことが円滑な事業推進に不可欠であることを明記して欲しい。	御指摘の事項については、第2部2.(1)の一つ目の○に「関係者との調整の枠組みを定めつつ、～制度整備を行い、円滑な運用に努める。」と記載しております。また、第1部2-2.(1)イの関係箇所「漁業を始めとする先行利用者との関係や事業者の予見可能性の向上を考慮した」と追記します。
79	第2部2.	PP42, 2部(2)海洋産業の振興及び国際競争力の強化 ア、海洋産業の国際競争力の強化の項の最後に下記を追記することをご検討下さい。 (3)情報ベースのビジネス創生 データ・情報の融合による価値を創出するべく、海洋関連の複数由来のデータ・情報を統合・融合・変換し、状況認識を行うと同時に予測する海洋インテリジェンスビジネスの創出を推進する。 また、海洋情報に関するコンサルティング能力を有する海洋情報ブローカーの育成を図る。	海洋情報の産業活動への利用促進については、「第2部4. 海洋状況把握(MDA)の能力強化(2)情報の集約・共有体制」の項において、「海洋情報の関係者間での情報共有を一層推進することによって、海洋政策の効率的な推進と産業活動への利用促進を図る」ことが明記されています。また、第3部の2. においては、海洋産業事業者の責務として「情報技術の進展等を活かした新たな事業展開」を明記させていただきました。
80	第2部2.	基本計画に大変感謝しております。関係各位のご尽力に心より御礼申し上げます。 弊社は離島で海洋深層水を活用した世界初のカキの陸上養殖に取り組んでおります。内閣府沖縄総合事務局、久米島町役場の皆様には日頃から、多大なお力添えを賜っております。 この度の基本計画の「離島における海洋深層水等の地域資源を活用した産業の振興」を拝見し、基本計画目的達成の為にも、微力ながら取組ませて頂きたく、事業への使命を改めて心させて頂きました。弊社の事業推進及び資金調達におき、深層水取水量増へのご質問やご懸念を頂いております。しかし、取水増は実現すると信じ、弊社のような実際に取水増を必要とする企業の事業推進が、微力ながら未来へ繋がると思っております。また、水産業の後継者育成は深刻な問題です。海外では水産業は子ども達の憧れの職業です。日本でもその様な未来を築くべく、先代の皆様が築いて下さった現在の水産業を、より進化させ次世代を担う子ども達へ継承する事が、我々の使命です。震災を乗り越え、新たな未来を子ども達に引き継ぐ為にも計画実現に取り組ませて頂く所存です。計画への感謝の気持ちとさせていただきます。	本計画の第2部2. の項においては、海洋温度差発電等の海洋エネルギーの開発促進に関する考え方として、離島振興策との連携を掲げております。久米島における海洋温度差発電と海洋深層水利用の連携は、その先駆例であると認識しておりますので、今後の益々のご発展を期待いたします。
81	第2部2.	(1)海洋資源の開発及び利用の促進 ア メタンハイドレート メタンハイドレートについては、温暖化気体としての危険性が強いことから、流出事故が発生した場合の問題についてアセスメントを実施し、その危険性を明らかにすべきです。事故が発生しないと最初から仮定した試験開発は原発の問題と同じでとても危険です。	海洋資源開発において安全性の確保は重要な課題であり、今後の施策の実施に関する御意見として参考とさせていただきます。
82	第2部2.	エ 海洋由来の再生可能エネルギー についてです。 洋上風力発電については、漁業だけではなく、全生態系を加味した環境影響についても十便に議論を行うべきである。 波力・潮流・海流等の海洋エネルギーについては、漁業関係者との情報交換も重要であり、かつ全生態系を加味した環境影響についても十便に議論を行うべきである。	洋上風力発電の環境影響評価については、その円滑な実施に向けた取組を、第2部2(1)エ①洋上風力発電の項に記載しています。また、海洋エネルギーについても、洋上風力発電同様に漁業関係者等との協調、環境影響への配慮が重要であると認識しています。

No	該当箇所	御意見	回答
83	第2部2.	<p>41頁の「(1) 洋上風力発電」の9行目 (修正内容) 「洋上風力発電事業の円滑な建設・維持・管理・運営の見地から、系統制約の克服等必要に応じた環境整備を行う」に、「拠点港の整備」を加えて、「洋上風力発電事業の円滑な建設・維持・管理・運営の見地から、拠点港の整備、系統制約の克服等必要に応じた環境整備を行う」に修正していただくようお願いします。 (理由) 国による拠点港の整備は洋上風力発電事業の建設、維持管理を円滑に行い、コストを削減していく上で不可欠であると考えますのでご検討していただきたい。</p>	<p>洋上風力発電事業の建設、維持管理を行う上では港湾の活用が不可欠であるが、洋上風力発電事業の円滑な推進に必要な港湾機能については、港湾ユーザーの御意見もお聞きしながら、今後検討を進めてまいります。</p>
84	第2部2.	<p>p.41のエ、(1)洋上風力発電、の最下行に、「○洋上風力発電事業を目的とした海域利用の調整に当たっては、漁業者等との調整が円滑に図れるよう情報提供を行う。(農林水産省)」との記述があります。ところで、第2期海洋基本計画では、次のように2か所で“漁業協調”に関する記述があります。</p> <p>「また、地域協調・漁業協調を基本とした社会的受容性向上に向けた取組を推進する。」(p.8)、 「また、円滑な調整のための環境整備の観点から、地域協調型・漁業協調型の海洋再生可能エネルギー利用メニューを作成・公表するなど、関係者間の認識の共有を図る。」(p.16)</p> <p>この第2期計画で記載されている考え方を、一般海域を含めて本格的な洋上ウインドファームの実現が前進することが期待される今後5年を対象とした第3期計画においても、踏襲して記載すること、並びに、担当は単に農水省だけではなく、内閣府、経済産業省など関係府省が連携して取り組むよう記載することを検討していただきたい。</p>	<p>洋上風力発電の導入拡大を図る際には、漁業者等の地域関係者との協調は不可欠であり、そういう認識から、第2期において実施された実証研究等の成果も踏まえ、本計画においては、海域利用の制度整備等の取組について記載し、関係省庁が連携して取り組むこととしております。</p>
85	第2部2.	<p>「(2)海洋産業の振興及び国際競争力の強化、イ 海洋の産業利用の拡大」の部分ですが、観光、マリン産業、離島再エネ、CCSなどしか書かれていません。ここに、海洋産業と宇宙産業の連携による相乗効果の追求、という点も1項目書き足すことを検討していただきたい。</p>	<p>海洋産業と宇宙産業の連携については、第2部4. 海洋状況把握(MDA)の能力強化の項において、衛星情報の活用等に関する様々な取組を記載しており、また宇宙産業との連携についても強化する旨記載しております。</p>
86	第2部2.	<p>海洋鉱物資源の開発に関しては、例えば沖縄トラフのような「海底リフト系」が重要なターゲットとなる。また「黒鉱型鉱床」形成は、海底カルデラ火山の活動に伴うことが知られている。したがって、今後の海洋鉱物資源の開発には、巨大海底カルデラ火山を含む海底火山が点在し、沖縄トラフから鹿児島湾へ至るリフト系形成の総合的理解と資源評価が必要である。 また、このような調査・研究は海洋鉱物資源のみをターゲットして実施するのではなく、甚大な被害が予想される海底巨大カルデラ火山に対する噴火予測研究、シーレーンの安定的利用の推進に資する海底地形精密決定や海中磁気異常検出、海洋人材の育成などの他の施策の実施と連動した「横断的総合プロジェクト」として推進することが肝要である。</p>	<p>自然災害の軽減に関して、カルデラ噴火については、科学技術・学術審議会において平成25年に策定された「災害の軽減に貢献するための地震火山観測研究計画」等において、まさに研究の緒についての段階と認識しております。 その研究の進展を注視しつつ、得られた研究成果を活用したカルデラ火山の観測・監視体制や防災情報発表のあり方等について適宜検討していきます。</p>

No	該当箇所	御意見	回答
87	第2部 2.	<p>(外航船員の確保・育成について)</p> <p>「日本人船員を10年で1.5倍」(p46)は第1期でも同様の目標を掲げたものの、10年後の今日、実現に至っていない。平成23年度および24年度に国交省の主導で開催された「海技者(船員)の確保・育成に関する検討会」でも関係者間で議論されたが、海技実習の効率化(実習生数の制限や船社所有船舶の利用)などに留まり、本質的な施策立案には程遠い結論となった。</p> <p>目標設定だけではなく、その実現のために、関連省庁、教育機関及び海運業者等が一堂に会して本音で議論する機会を再度設定し、前回の経験を踏まえて、関係者全員が真剣にかつ前向きな議論を展開し、実効性の高い施策を立てて実現に向かうべきである。</p> <p>なお、「優秀なアジア人外航船員の確保・育成(p79)」については、上記目標との整合性に疑問が残るので、むしろ、留学生として大学に受入れ、「準日本人船員として養成する」という積極的なスタンスの方が理解され易いのではないか。そのための特別枠導入の可能性を探りたい。</p>	<p>経済安全保障の観点から、安定的な海上輸送体制確保のため日本人船員を確保・育成する必要がありますが、同時に、日本商船隊の国際競争力についても維持・強化を図る必要があると考えます。</p> <p>御意見を踏まえつつ、今後の施策を検討してまいります。</p>
88	第2部 2.	<p>地球観測に関する23の学術団体などによる「今後の宇宙開発体制のあり方に関するタスクフォース会合・リモートセンシング分科会(TFリモセン分科会、代表幹事 六川修一東大教授)では、これまで、現在の地球観測の国内外の動向を考慮しつつ、世界の地球観測ミッションのリスト化・分析するとともに、今後の地球観測ミッションについても4月19日に「地球観測グランドデザイン」として提案をまとめたところです。</p> <p>あわせて、海洋と宇宙に関連して、2015年に「海洋と宇宙の連携シンポジウム」を開催するとともに、海洋観測・海洋監視並びに北極域向けのリモートセンシング関連の提案も行ってきたところです。</p> <p>このような状況の中で、今回の海洋基本計画の第3次改訂版において、宇宙技術、衛星利用および海洋-宇宙連携に関して多くの実施内容が記載されたことは、国内外の動向を踏まえて時期を得た適切なお判断と思っておりますが、さらに下記の追加をご提案します。</p> <p>「海洋基本計画に記載された、衛星などによるリモートセンシングデータを継続的にユーザーに届けるための施策(仕組みづくり、人材育成)に関する検討を実施する」</p>	<p>「衛星データを継続的にユーザーにデータを届ける仕組みづくり」については、現在、衛星データの利活用促進のため、政府衛星データのオープン&フリー化などの関係府省による取組が進められており、特に地球観測衛星に関しては「地球観測衛星データ提供システム(G-Portal)」において、全球データがオープン&フリーで公開されております。また、人材育成については、第2部9.(1)力で「海洋分野におけるIT人材の育成を促進するため、MDAの能力強化に資する研究開発」に取り組むこととしております。</p>
89	第2部 2.	<p>1. 宇宙と海洋の連携を強化するためには、政府内のみならず、関係府省、ユーザコミュニティとの連携が必須と考えます。追記されてはいかがでしょうか？</p> <p>「宇宙と海洋の連携を強化するためには、政府内のみならず、関係府省、ユーザコミュニティとの連携のために必要な枠組みを検討する」</p>	<p>御指摘の通り、宇宙と海洋の連携強化は重要であり、第1部2-2.(3)イ及びウにおいて、海洋における衛星(情報)の利活用を推進していくことを記載しております。具体的な枠組みについては、各種衛星利用に関する既存の枠組みもございますので、その活用も含めて検討してまいります。</p>
90	第2部 2.	<p>洋上風力の導入促進を図るためには、本海洋基本計画で記載されている通り、事業者の予見可能性を向上させ事業リスクを低減させ、発電コストを低減させることで国民負担の抑制させることが重要であると認識しております。これらを実現するためには、国として意欲的な導入目標を掲げ、国内外からの投資を呼び込むことが最初のステップであると思慮致します。特に洋上風力開発が成熟している欧州における知見を国内企業が迅速に吸収し、一大産業として成長させていくことが重要であると考えます。また、欧州において洋上風力の低コスト化が実現できている要因として、国主導による基盤整備が為されていることが挙げられます。具体的には、海洋・気象や地盤調査、環境アセス、系統整備、ステークホルダーとの調整等を国が実施しているというのが、近年開発が盛んで発電コストが著しく低減しているオランダ等での状況です。今後我が国において国民の理解を得ながら洋上風力を大量に導入していくためには、国による意欲的な目標(例えば、1GW/年程度の洋上風力を継続導入)及び国主導の基盤整備の2つが重要な要素であると考えます。</p>	<p>御指摘のような点を踏まえ、本計画においては、洋上風力の一層の導入拡大のため、海域利用の促進のための制度整備等の取組について記載しています。</p>

No	該当箇所	御意見	回答
91	第2部2.	『内航海運』におきまして、「安定的な国内海上輸送を確保するため、国際的な慣行であるカボタージュ制度を維持する。」との記述があります。今後、我が国における再生可能エネルギーを国際的な水準で導入するためには、一般海域における洋上風力が重要な要素になると考えます。本海洋基本計画においても、今後我が国において洋上風力の導入拡大が積極的に図られていくことが示唆されていると思料いたしますが、洋上風力の開発には専用船が欠かせません。洋上風力が先行している欧州においては、SEP船と呼ばれる専用船が多くあり、また風力発電機の大型化に応じ、SEP船の新造・改造も盛んに為されています。一方、我が国においては、欧州で適用されている最新式のSEP船は皆無であるというのが現状です。洋上風力開発のためのSEP船を新造しようとする国内企業の動きは一部見られるものの、我が国において洋上風力の導入促進を図る初期段階においては、SEP船が不足することが想定されます。従って、多くの国内企業がSEP船を建造する体制が整うまでの経過措置として、我が国における洋上風力開発において外国船籍の適用を可能にしていきたいと考えます。	今後の施策の実施に関する御意見として参考とさせていただきます。
92	第2部2.	先進海中技術産業の育成を目標に入れていただけないでしょうか。 AUVやセンサ等の先進海中産業において、日本はアメリカやイギリス、北欧などに対して大きく遅れをとっている。慣性航法装置、DVL等の各種ソナー、音響通信機器などの重要パーツから、浮力材、コネクタなどの部品まで、水中用パーツの多くは海外メーカーが圧倒的なシェアを持っている。日本が強いのはバッテリーくらいである。 この理由は、国内市場が小さいことと、武器輸出規制に引っかかるため海外市場へのアクセスが難しいことが大きい。このため、国内企業は政府のプロジェクト等に協力することはあっても、自社で世界市場に打って出るという意欲に乏しく、いい製品が出にくい。結果、過酷な競争を経て実績、価格、性能ともに優れた海外製品がどんどん国内に入ってきている。産業が無ければ、若者が入ってくる訳もなく(就職できないので)、学術面でも後れを取ることになる。 この状況を打破するためには、輸出促進や輸入規制等の貿易政策で国内産業を育てるとともに、優秀な学生を呼び込むため、水中ロボットコンテスト等による周知、広報や、奨学金等による支援策が重要だと思う。	先進的な海中調査技術の開発については、第2部5. 海洋調査及び海洋科学技術に関する研究開発の推進等の項において、関連する取組を記載しています。
93	第2部2.	(4)アについて 「国際的にみて遜色ないレベル」とは具体的に何を指すのか。現在の日本の管理の在り方が劣っているかの印象を与える。基本方針であっても人によってとらえ方が異なる玉虫色の表現は避けるべきである。水産資源の国有化を検討するのか、漁獲努力量規制から漁獲数量規制へと転換を図ろうとしているのか、各国の管理手法にも一長一短があり、どこの国のどのような管理手法を念頭に置いているのか明らかにすべきである。	御質問のありました「国際的にみて遜色のないレベル」については、米国・EUにおける一部の魚種で資源管理の具体的な効果が現れている事例があることを示したものであり、こうした事例も十分に踏まえて、我が国周辺の水産資源の特性等にも即して水産資源管理の高度化を図っていくこととしております。
94	第2部2.	(4)アについて 「国が積極的に資源管理の方向性を示し」とあるが、資源管理の基本は誰が漁獲するのかを把握し、漁獲量を正確に集計することである。漁獲量の把握を行うためのシステム作り(採捕者情報の把握、水揚げ情報の把握)についてはしっかりと予算措置を行うべきである。また、「大臣管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する省令」についてはパブリックコメントまで実施しておきながら、大臣管理期間が発効しているにも関わらず、省令が公布されていない。先ず国がしっかりと管理を行うという範を示すべきではないのか。	クロマグロについては、第2部2(4)アにおいて、太平洋クロマグロについては、資源の回復を着実に図るための制度・体制の充実に取り組むことについて追記させていただいており、水産資源の適切な管理に取り組んでいくこととしております。

No	該当箇所	御意見	回答
95	第2部 2.	(4)アについて 「可能な限りIQ(個別割当)方式を活用する」とあるが、くろまぐろの採捕停止命令さえ出せない管理体制でIQの管理ができるとはとても思えない。IQ方式で適切な管理を行うのであれば、水産資源の国有化は避けて通れないのではないか。また、「沖合漁業等」の「等」とは何を指すのか、何を想定しているのか明らかにすべきである。	IQ方式につきましては、一部の漁業で試験的に実施し、効果や課題の検証等を行っており、それらの成果を踏まえつつ、我が国漁業の操業実態や資源の特性に見合ったIQ方式を活用してまいります。 また、御質問のありました「沖合漁業等」の等の一例としては、遠洋漁業があげられます。 なお、くろまぐろの採捕停止命令につきましては、平成30年から「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」に基づく数量管理を開始し、沖合漁業は本年1月から、沿岸漁業には本年7月から漁獲枠に達する際は採捕停止命令の対象となります。
96	第2部 2.	(4)アについて 「関係する都道府県とともに資源管理の効率化・効果的な推進を図る」とあるが、和歌山県のように自県が管理する範囲を明示することができない県がある以上、各都道府県が管理する範囲を確定させるまでの間は、資源管理を都道府県に押し付けるのではなく、国が主体的に管理すべきである。和歌山県知事が漁業法第66条第1項に基づき許可した操業区域を示し、和歌山県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則」第2条に定める適用範囲を図示できるのであれば問題ない。仮に自ら許可した範囲を明確にできず、自ら定めた規則の適用範囲を示すことができないのであれば、管理監督を怠ってきた国の責任である。漁業上の県境が明らかでない以上、都道府県が自県海域を管理していくことは不可能ではないか。	都道府県知事が漁業法上の権限を及ぼしている地先水面の限界は、一般的には慣行及び都道府県知事間の協定によって定められているものと考えます。なお、関係漁業者間の話合いを通じて、資源の合理的な利用を図り、漁業間の共存共栄を図っていくことが重要であると考えており、地域の漁業実態や要望等を踏まえつつ、引き続き必要に応じて国が斡旋し、立会い、調整等を行ってまいります。
97	第2部 2.	(4)イについて 一つ目の○「持続可能な収益性の高い操業体制への転換等の課題に取り組む」と二つ目の○「限られた水産資源を管理しつつ将来にわたって効率的に利用して」については、「持続可能」で「収益性」を確保しつつ「水産資源を管理」する、という要素を高度に融合させる必要があり、具体的な手法があるのであれば1つでもよいので例示すべきではないか。	水産業の成長産業化については、平成29年4月に策定された「水産基本計画」及び同年12月に農林水産業・地域の活力創造本部において決定された「農林水産業・地域の活力創造プラン」における「水産政策の改革の方向性」の内容に則して記述しております。資源特性や漁業実態等様々な状況に応じた手法の選択が重要であるなか、特定の手法を例示することは控えさせていただきましたが、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させることを目指して、必要な予算措置を講じており、具体的な内容については水産庁のホームページ等で公表しております。

No	該当箇所	御意見	回答
98	第2部 2.	(4)水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化 ア水産資源の適切な管理 ここにある記述は個々の資源に関する管理に固執しているように見えます。実際には、生態系に準拠した管理が必要です。そのため、大規模はモニタリング体制が必要不可欠であり、無人機器やIoTを利活用したモニタリングの強靱化が必要です。	水産資源の適切な管理と海洋生態系の保全との関連について、第2部5.(2)ア③において、「海洋生物資源の持続的な利用の観点から、海洋環境調査を活用し、海洋環境の変動が水産資源に与える影響の把握に努めるとともに、海洋生態系の構造と機能及びその変動の様子を総合的に理解するための研究開発を推進する」との記述に修正致しました。 また、第1部2-2.(3)イにおいて海洋調査・観測、モニタリングの維持・強化について記述するとともに、第2部3.(2)ウ②において無人探査機等の整備・運用について記述しております。
99	第2部 2.	(4)水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化 イ水産業の成長産業化 今後は、これまで経験したことのない地球環境変化が進行するであろう。その中で、水産業を成長産業化するには、アダプティブな産業構造にする必要がある。常に同じものが漁獲されるのではなく、環境変化によって激しく変動する資源を多面的に利用する体制を整える必要がある。つまり、大量生産型ではなく、得ることができる資源にあわせて、きめ細やかな対応をし、有効にかつ高付加価値をつけて資源を利用する技術が必要となる。このような適応型水産業の強化が望まれる。	漁業・漁村の活性化を支える取組として、資源調査の高度化や漁業・養殖業の競争力強化の課題を速やかに解決するための調査・研究・技術開発を推進することを記述しており、これらの成果を活用して、水産業の成長産業化を推進していくこととしております。
100	第2部 3.	52頁「○海洋生態系により蓄積される炭素であるブルーカーボンを活用した二酸化炭素吸収に係る取組を推進する。(国土交通省)」について。 第五次環境基本計画(案)にも、「また、藻場等の海洋生態系が蓄積する炭素(ブルーカーボン)を活用した新たな吸収源対策の検討を行うとともに、それらの生態系の維持・拡大に向けた取組を推進する。」との記述がありました(70頁30行目から32行目まで)。しかし、現在の地球温暖化対策の推進に関する法律においては、具体的な吸収源対策に関し、その第5章(第42条)において、森林等による吸収作用の保全等が定められているに過ぎません。 そこで、まず、今後パリ協定の国際的枠組みのもとで、我が国のNDCs関連施策の実施として上記取組の推進をするには、従来の森林等だけでなく、海洋生態系をもあらたな吸収源として明確に位置付けるべく、同法の一部改正も必要と考えます。 また、海洋生態系の活用によるあらたな吸収源対策に係る取組の推進にあたっては、従来の国土交通省だけではなく、環境省や農林水産省(水産庁)も、より積極的な役割を果たしていくことが必要不可欠と考えます。	環境省や農林水産省による藻場の保全・再生の取組についても、結果としてブルーカーボンを活用した二酸化炭素吸収に資する取組として期待されていると認識しております。これらの取組については、海洋基本計画の記載において、ブルーカーボンとの記述が付いていなくとも、その主目的(生物多様性の確保や海域の生産力向上)や取組内容に応じて、適切な箇所において記述が行われています。御指摘のブルーカーボンを活用した二酸化炭素の吸収源対策ということも念頭に置きつつ、関係省庁が連携して、藻場の保全・再生の取組を推進してまいります。
101	第2部 3.	私は横浜市が展開している「横浜ブルーカーボン事業」に参加しており、海の生態系による二酸化炭素の吸収に関して取り組んでいます。今回「○海洋生態系により蓄積される炭素であるブルーカーボンを活用した二酸化炭素吸収に係る取組を推進する。(国土交通省)」が明記され、ようやくブルーカーボンという表現が登場したと喜んでおります。しかしながら未だ国土交通省しか取り組みがないようで、他の省庁の関与も必要と感じています。 私見となりますが、環境省や水産庁の関与も必要と考えており、海に於ける実務にはまだまだ改善や新たな法律、規制緩和など海に親しめる環境づくりが必要と考えています。 単なる省庁の活動ではなく、複数の省庁が連携して海の生態系のバランス良い増産を推進できるよう、リクエストします。	環境省や農林水産省による藻場の保全・再生の取組についても、結果としてブルーカーボンを活用した二酸化炭素吸収に資する取組として期待されていると認識しております。これらの取組については、海洋基本計画の記載において、ブルーカーボンとの記述が付いていなくとも、その主目的(生物多様性の確保や海域の生産力向上)や取組内容に応じて、適切な箇所において記述が行われています。御指摘のブルーカーボンを活用した二酸化炭素の吸収源対策ということも念頭に置きつつ、関係省庁が連携して、藻場の保全・再生の取組を推進してまいります。

No	該当箇所	御意見	回答
102	第2部 3.	<p>・p51 (1)海洋保護区の適切な設定及び管理の質的充実の推進 海洋保護区は漁業資源の持続的利用に資する管理措置の一つであり、漁業者等の自主的な管理ではあっても客観的に評価できるように、目標値等の基準を設定するべきである。</p>	<p>本計画において、御指摘の事項について目標値等を記述してはおりませんが、第3部において、PDCAサイクルを活用した工程管理を行うこと、施策群を単位として作成する工程表には目標達成に向けた状況を俯瞰的・定量的に把握するための「指標」の記載に努めることについて記述しており、これらを踏まえて取組の推進に努めてまいります。</p>
103	第2部 3.	<p>・p51 (2)脆弱な生態系の保全への取組 レッドリストについて 国として、レッドリストは一本化すべきである。農林水産省の協力の下、改訂の際に環境省で評価を行い一本化して作業をすすめるべきである。</p>	<p>従来から、環境省及び農林水産省は連携してレッドリストの改訂作業を行ったうえで、水産資源は農林水産省が、それ以外は環境省が担当省庁として公表を行ってきました。第3期海洋基本計画の策定に向けた参与会議の下での海洋環境の維持・保全プロジェクトチームの検討において、公表の一本化を求める意見があったことを踏まえ、本計画にも、今後、両省が共同してレッドリストの統合等について検討し、それを踏まえて今後の改訂作業を進めることについて記述しました。</p>
104	第2部 3.	<p>・p54 ○「船舶汚染防止国際条約(MARPOL条約67)」(改正議定書を含む。)及び「船舶バラスト水規制管理条約」について 「船舶バラスト水規制管理条約」については海洋汚染の項目で触れられているが、外来生物対策としてもどこかの項目で触れるべきである。</p>	<p>一つの施策が幾つかの事項に該当する場合がありますが、本件は、外来生物対策としても重要な施策であると認識しております。施策の主たる目的や取組内容に応じた箇所として、海洋汚染の項目に記載しております。</p>
105	第2部 3.	<p>・p54 ○油、有害液体物質等による海洋汚染の防除体制の充実について 油流出時の対応をより円滑に進めるために、現場での指揮命令系統を示した現場作業計画を立案し、事故時のマネジメントを明確にする仕組みの構築を進めるべきである</p>	<p>御指摘の点に関しては、第2部3.(1)エで記載しておりますとおり、「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」を策定しており、その中で関係省庁の役割分担を明確にし、現地において非常災害現地対策本部等を設置して、関係省庁が連携し迅速かつ的確な対応をすることとしております。</p>

No	該当箇所	御意見	回答
106	第2部 3.	放射線モニタリング体制の不備は、福島原子力事故の教訓のひとつである。事故直後に東電が備船できなかったこと、文科省や海上保安庁の船舶の利用に時間を要したこと、等々はその一例である。内部被ばく線量評価のためのヨウ素の迅速な測定や海洋へ流出された放射性物質の推定等に必要海洋モニタリングのための体制の整備を加えておくべきである。 具体的には、p33-35「自然災害への対応」の中に、「複合災害(原子力、化学物質など)」への対策について言及すべきである。例えば、災害時における船舶の活用がある。船舶は、運搬性だけでなく、機動性及び自立性(発電設備・水・食料・船舶電話等)という利点を有しているため、陸上交通網が遮断されるような災害時における住民の避難、安全確保、医療活動、緊急時放射線モニタリング等の諸活動への利用が期待できる。 また、p54で放射線モニタリングが記載されているが、平時のみが想定されている。緊急時の対応についても言及しておくべきだと考える。	放射線モニタリングに関しては、海洋環境の保全等の観点からモニタリングを継続的に実施することについて記述しております。 一方で、原子力災害の緊急時対応のあり方については、原子力防災としてより幅広い視点からとらえて検討する必要がある事項であると認識しており、現時点で海洋基本計画において具体的に言及することは困難であると考えております。 いただいた御意見については政府において共有させていただき、今後の参考とさせていただきます。
107	第2部 3.	「(1)海洋環境の保全等」「オ 放射線モニタリング等」において、海洋における放射線モニタリングの重要性が示されており、東京電力福島第一原子力発電所事故を経験した、我が国としては非常に重要な取組と考えます。 しかしながら、この事故の別の経験としては、今回のような事故時において、海側からの緊急モニタリングは必ずしも十分な対応ができなかったのではないかと反省点があるかと考えます。特に、原子力発電所は海岸に建設されており、緊急時広域放射線モニタリングのデータ取得のためには、モニタリングシステムを有する船舶による海からのアプローチも必要であろうと考えます。 是非、この点について、記載を御検討いただくと幸いです。	放射線モニタリングに関しては、海洋環境の保全等の観点からモニタリングを継続的に実施することについて記述しております。 一方で、原子力災害の緊急時対応のあり方については、原子力防災としてより幅広い視点からとらえて検討する必要がある事項であると認識しており、現時点で海洋基本計画において具体的に言及することは困難であると考えております。 いただいた御意見については政府において共有させていただき、今後の参考とさせていただきます。
108	第2部 3.	津波・高潮等の海洋由来の大規模災害時の非常事態のひとつに原子力災害がある。原子力災害時には、沿岸部の安全確保のために立入り制限海域の設定のための緊急時モニタリングを実施する必要がある。そのための体制の強化が望まれる。	放射線モニタリングに関しては、海洋環境の保全等の観点から、モニタリングを継続的に実施することについて記述しております。 一方で、原子力災害の緊急時対応のあり方については、原子力防災としてより幅広い視点からとらえて検討する必要がある事項であると認識しており、現時点で海洋基本計画において具体的に言及することは困難であると考えております。 いただいた御意見については政府において共有させていただき、今後の参考とさせていただきます。
109	第2部 3.	p50 3. 海洋環境の維持・保全 (1) 海洋保護区の適切な設定及び管理の質的充実の推進 冒頭の 抽出された重要海域 を 「平成23年度から3カ年をかけて検討され、抽出された「生物多様性の観点から重要度の高い海域(EBSAs)」に修正	「抽出された重要海域」を「生物多様性の観点から重要度の高い海域」(平成28年4月環境省公表)に修正します。

No	該当箇所	御意見	回答
110	第2部 3.	p52 イ 気候変動・海洋酸性化への対応 下から6行目 ○温室効果ガスの排出増大により、気候変動に伴う海水温上昇や、海洋酸性化といった海洋環境問題を引き起こしていくということについて、広く国民の理解を得 「、具体的な解決に向けての施策を進める」を挿入	海洋酸性化などについて、国民の理解を得ること自体の重要性に鑑みて、施策として明確に位置づけることを強く意識した記述であり、御意見は今後の施策の実施の参考とさせていただきます。
111	第2部 3.	ウ 海洋ゴミへの対応 3行目 その削減に向け、 を 「使い捨てプラスチックの廃止等解決に向け」 に修正 意見：国際的に、単なる削減ではなく、禁止措置をとるところが増えています。環境でもリーダーシップを取るなら、禁止を念頭におくべき。	海洋ごみの削減に向けては、実態把握、回収処理や発生抑制策、国際連携など様々な取組を総合的に推進していくことが必要であることを記述しております。発生抑制策としては様々な方法があり、その実施にあたっては利用実態・影響等を十分考慮する必要があると、特定の手法のみを本計画において特記することは控えさせていただきます。 なお、プラスチック製海洋ごみの削減は重要な課題であり、御提案の内容のほか、各国における取組も参考とし、リデュースやリサイクル、分解性プラスチックの利用促進など、様々な手法を適切に取り入れていくことが重要であると考えております。
112	第2部 3.	p54 カ 海洋の開発・利用と環境の保全との調和 下から3行目 環境アセスメントを適切に実施する。 を 「環境アセスメントを適切に実施し、情報を公開する」 に修正	環境アセスメントにおいては、一定規模以上の対象事業では環境影響評価法に基づき、事業の内容を決めるに当たってそれが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して国民の方々や地方公共団体などから意見を聴き、それを踏まえて環境保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていくこととしております。 「環境アセスメントの手続を適切に実施する」との記述は、環境影響評価法に基づくこうした諸手続を適切に実施していくことを意味しております。

No	該当箇所	御意見	回答
113	第2部 3.	<p>指標とすべき国際ルールにつき、SDGs、CBDのみならず、ラムサール条約も記載すべき。そして、ラムサールCOP8決議4「統合的沿岸域管理(ICZM)に湿地問題を組み込むための原則及びガイドライン」が採択されており、14項に国レベルのICZMの実施担当者が『決議に付属するラムサール条約の原則とガイドラインを認識し、かつ利用するように万全を期すよう重ねて強く要請』されていること、また、16項に「沿岸湿地に悪影響を及ぼす現行政策と慣行を見直し、必要な場合にはそれを修正して対策を講じるよう…強く要請』されていることを書きこむべきである。</p>	<p>ラムサール条約を含めて海洋環境に関連する国際枠組は多数あり、こうした国際枠組の下で海洋環境の保全を進めていくべきことを記述したものであり、一般にも分かり易い事例と考えてSDGsとCBDを引用させていただきましたが、指標として記述しているわけではありません。</p> <p>ラムサール条約の3つの柱である「保全・再生」、「賢明な利用」及び「交流・学習」の考え方は、海洋基本法の基本理念とも合致するものであり、第1部では、同法の基本理念を踏襲し、その上で、海洋環境海洋の開発・利用と環境保全の新たな展開を図るため、持続可能な開発・利用と環境保全とをWin-Winの関係で発展させていくことを模索・追求し、環境保全の更なる実効性を高めていくことについて、海洋に関する国民の理解について記述しています。また、第2部3.(2)では、ラムサール条約の対象でもある沿岸域の総合的管理の項目において、「里海」づくりの考え方を積極的に取り入れつつ、自然災害への対応、生物多様性の保全等を含めて総合的に取り組むことを記述しております。そのため、いただいた意見については今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
114	第2部 3.	<p>海洋保護区について、管轄権内水域の10%を適切に保全・管理することを目的に設定を推進するとあるが、まず、その海洋保護区がSDGs目標14、CBD、ラムサール条約COP8の決議4の求める「質」のものであるかを十分吟味すべきである。現在の海洋保護区合計面積は管轄水域の約8.3%とされているが、そのうち水産庁所管は約8.1%であり、この水域では明らかに漁業権との関係が整理されていない。今回案の「漁業者の自主的な管理によって、生物多様性を保全しながら、資源を持続的に利用していくような海域も効果的な保護区となり得るという基本的認識」は、漁業資源的価値のみが重視され、全体的な生物多様性がないがしろにされる虞が大きく、正しくない。</p>	<p>我が国において、海洋保護区とすべき海域の定義及び該当する区域は、国際的な基準に照らし、有識者による検討を踏まえて決定したものであり、漁業者の自主的取組が行われる海域も含まれております。第2部3.(1)ア①においては、海洋保護区の設定推進とともに、保護区における海洋生態系の保全に資する管理の質的な充実にも重点を置いて取り組むこととしております。このため、管理の実効性や効果に関する検証を踏まえた順応的管理を推進することを記述しております。</p>

No	該当箇所	御意見	回答
115	第2部 3.	脆弱な生態系の保全への取り組みについて、サンゴ礁等の生態系につき「衰退要因を的確に把握しつつ、その保全や再生に向けて積極的に取り組む」としている。しかし、それだけではなく、ラムサールCOP7決議21「潮間帯湿地の保全と賢明な利用の促進」15項に『海岸湿地に有害な非持続可能な活動の拡大や新規施設の設置や促進を、適切な研究と合わせてこれらの活動の環境的社会的影響評価を通じて、環境と地域住民と調和した持続可能な水産養殖のシステムが見つかるまで、停止するよう求める。』とされていることから、現在行われようとしている新規施設の設置や促進も一時停止すべきこと、を書きこむべきである。	ラムサール条約の3つの柱である「保全・再生」、「賢明な利用」及び「交流・学習」の考え方は、海洋基本法の基本理念とも合致するものであり、第1部では、同法の基本理念を踏襲し、その上で、海洋環境海洋の開発・利用と環境保全の新たな展開を図るため、持続可能な開発・利用と環境保全とをWin-Winの関係で発展させていくことを模索・追求し、環境保全の更なる実効性を高めていくことや、海洋に関する国民の理解について記述しています。また、第2部3.(2)では、ラムサール条約の対象でもある沿岸域の総合的管理の項目において、「里海」づくりの考え方を積極的に取り入れつつ、自然災害への対応、生物多様性の保全等を含めて総合的に取り組むことを記述しております。そのため、いただいた意見については今後の施策の参考とさせていただきます。
116	第2部 3.	「(1)海洋環境の保全等 ア 生物多様性の確保等の推進」についてSDGs、CBDのみならず、ラムサールCOP8決議4「統合的沿岸域管理(ICZM)に湿地問題を組み込むための原則及びガイドライン」が採択されており、14項に国レベルのICZMの実施担当者が『決議に付属するラムサール条約の原則とガイドラインを認識し、かつ利用するよう万全を期すよう重ねて強く要請』されていること、また、16項に「沿岸湿地に悪影響を及ぼす現行政策と慣行を見直し、必要な場合にはそれを修正して対策を講じるよう…強く要請されている。』ことを書きこむべきである。	ラムサール条約の3つの柱である「保全・再生」、「賢明な利用」及び「交流・学習」の考え方は、海洋基本法の基本理念とも合致するものであり、第1部では、同法の基本理念を踏襲し、その上で、海洋環境海洋の開発・利用と環境保全の新たな展開を図るため、持続可能な開発・利用と環境保全とをWin-Winの関係で発展させていくことを模索・追求し、環境保全の更なる実効性を高めていくことや、海洋に関する国民の理解について記述しています。また、第2部3.(2)では、ラムサール条約の対象でもある沿岸域の総合的管理の項目において、「里海」づくりの考え方を積極的に取り入れつつ、自然災害への対応、生物多様性の保全等を含めて総合的に取り組むことを記述しております。そのため、いただいた意見については今後の施策の参考とさせていただきます。

No	該当箇所	御意見	回答
117	第2部3.	<p>「(1)海洋環境の保全等 ア 生物多様性の確保等の推進(2)脆弱な生態系の保全への取り組み」について サンゴ礁等の生態系につき「衰退要因を的確に把握しつつ、その保全や再生に向けて積極的に取り組む」だけでなく、ラムサールCOP7決議21「潮間帯湿地の保全と賢明な利用の促進」15項に『海岸湿地に有害な非持続可能な活動の拡大や新規施設の設置や促進を、適切な研究と合わせてこれらの活動の環境的社会的影響評価を通じて、環境と地域住民と調和した持続可能な水産養殖のシステムが見つかるまで、停止するよう求める。』とされていることから、現行の新規施設の設置や促進も一時停止すべきことを書きこむべきである。</p>	<p>ラムサール条約の3つの柱である「保全・再生」、「賢明な利用」及び「交流・学習」の考え方は、海洋基本法の基本理念とも合致するものであり、第1部では、同法の基本理念を踏襲し、その上で、海洋環境海洋の開発・利用と環境保全の新たな展開を図るため、持続可能な開発・利用と環境保全とをWin-Winの関係で発展させていくことを模索・追求し、環境保全の更なる実効性を高めていくことや、海洋に関する国民の理解について記述しています。また、第2部3.(2)では、ラムサール条約の対象でもある沿岸域の総合的管理の項目において、「里海」づくりの考え方を積極的に取り入れつつ、自然災害への対応、生物多様性の保全等を含めて総合的に取り組むことを記述しております。そのため、いただいた意見については今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
118	第2部3.	<p>沿岸域の総合的管理の推進について、協議会方式を推進し、これを補助するNGO・NPO育成のうえ、国や自治体も支援するという方式は是とすべきである。ただ、この方式を実効化するために、本計画では海洋基本法16条7項でも求められている「予算」等の必要な措置を講じる必要がある。 総合的な土砂管理の取組の推進については、「総合的な」取組とは記述してはいるが、砂防施設やダムが存在を当然の前提として見受けられる。しかし、ダム自体の撤去(荒瀬ダム撤去という国内実績もある)、河口堰の水門解放(韓国の洛東江で実績がある)の可能性も含めて、より幅広い見地から流域管理の取り組みを考えるべきことを示す必要がある。</p>	<p>沿岸域の総合的管理を推進するため、新たな財政措置を行うことは大変厳しい状況にありますが、全国各地では既存の公的又は民間の支援策を有効に活用して活動を効果的に展開しているケースも少なくなく、こうした事例を参考とすることも重要であると考えております。第2部3.(2)ア記述しているように、協議会活動の普及拡大に向けて、関係省庁が連携して、自治体や協議会組織に対する支援のあり方について検討を行い、必要な措置について具体化を図りたいと考えております。 また、後段部分の御意見についてですが、豊かな海洋生態系を育む砂浜域等の確保のため、総合的な土砂管理が求められることから、第2部3.(2)イ①において、砂防施設による流出土砂の調整、ダムにおける堆砂対策やダム下流への土砂還元について、記述しておりますが、具体的に取りうる措置については、施設設置等の目的やその構造、さらには周辺環境等の様々な要素を総合的に検討し、適切に判断してまいります。</p>

No	該当箇所	御意見	回答
119	第2部 3.	<p>「(2)沿岸域の総合的管理 ア 沿岸域の総合的管理の推進」について 協議会方式を採用し、これを補助するNGO・NPO育成のうえ、国や自治体も支援する方式は是とすべきである。しかし、これを実効化するために、第3期計画では海洋基本法16条7項でも求められている、「予算」等の必要な措置を講じることが必要である。</p> <p>「同 イ 陸域と海域との一体的・総合的な管理の推進 (1)総合的な土砂管理の取組の推進」について 「総合的な」と記述しているが、砂防施設やダムを、当然の前提としている。例えば、ダムの撤去(荒瀬ダムという実績もある)、河口堰の水門解放(韓国の洛東江で実績がある)等も含めて、より幅広い流域管理の取り組みを考えるべきである。</p>	<p>沿岸域の総合的管理を推進するため、新たな財政措置を行うことは大変厳しい状況にあります。が、全国各地では既存の公的又は民間の支援策を有効に活用して活動を効果的に展開しているケースも少なくなく、こうした事例を参考とすることも重要であると考えております。第2部3.(2)ア記述しているように、協議会活動の普及拡大に向けて、関係省庁が連携して、自治体や協議会組織に対する支援のあり方について検討を行い、必要な措置について具体化を図りたいと考えております。</p> <p>また、後段部分の御意見についてですが、第2部3(2)イ①において、砂防施設による流出土砂の調整、ダムにおける堆砂対策やダム下流への土砂還元などを例示しておりますが、各地で対策を進める際には、例示されていない方策も含め、施設設置等の目的やその構造、さらには周辺環境等の様々な要素を勘案し、総合的に検討してまいります。</p>
120	第2部 3.	<p>P58「沿岸域における利用調整」 「海洋空間計画」については、P71の排他的経済水域等の開発等の推進の項で言及があるが、排他的経済水域のみならず、沿岸域の総合的管理や、沿岸域における海域利用調整などにおいても「海洋空間計画」の考え方が有効である。そのレベルにおいて小さくない差があるとはいえ、ユネスコ政府間海洋学委員会の調べによれば、2017年時点で65か国が海洋空間計画またはそれに類する仕組みを導入しているとされ、わが国においても「日本版海洋空間計画」の構築が急務である。別項で取り上げられているMDAによって収集される情報の活用の点でも海洋空間計画は有力なアウトプット対象である。このような視点を、沿岸域管理の部分に盛り込むべき。</p>	<p>海洋空間計画については、排他的経済水域等の開発等の推進の項目において言及することが最も適切であると考えておりますが、活用可能性の検討にあたって、排他的経済水域に限らず沿岸域も含むものと考えております。</p>

No	該当箇所	御意見	回答
121	第2部 3.	<p>本基本計画では、海洋基本法で定められた「政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策」の12のうち第9の施策である「沿岸域の総合的管理」が、第3の施策「海洋環境の維持・保全」の(2)として位置づけられた。これは、年次報告で「沿岸域の総合的管理」に関する実施報告内容が第3の施策と多数重複していた事実を踏まえれば、「大半の」施策項目については分類整理上、妥当な措置ともいえよう。しかし、法で位置づけられた第9の施策を項目ごと消滅させ、他の施策の下に位置づける措置には賛成できない。このように12の施策が消滅融合させられるのであれば、そもそも法の建てつけが悪かったとも評価されるのではないか。また「沿岸域の総合的管理」施策のうち「大半の」施策は海洋環境の維持・保全に関するものだが、「ア. 沿岸域の総合的管理の推進」は環境に関するものだけでなく利用や安全・防災等幅広い対象・視点を含むべきものである。さらに「エ. 沿岸域における利用調整」も、その対象は環境に限らない。これらの事実からも、「沿岸域の総合的管理」に関する施策のすべてを第3の施策「海洋環境の維持・保全」の下に位置づける措置には不合理が存在すると考える。</p>	<p>第3期海洋基本計画の策定に向けて、平成29年4月に開催された総合海洋政策本部会合を踏まえ、参与会議、その下に設置された基本計画検討委員会、4つの小委員会・プロジェクトチーム(PT)において検討を重ねました。その結果は、参与会議意見書として12月18日に総合海洋政策本部長である総理大臣に手交・公表されています。パブリックコメントに付された計画の案文・構成は、参与会議意見書の内容を踏まえて作成しています。</p> <p>沿岸域の総合的管理は、沿岸の海域及び陸域について、その諸活動に対する規制その他の措置が総合的に講ぜられることにより適切に管理することを通じて、沿岸の海域の資源、自然環境のもたらす恵沢を将来にわたって享受できることを目指している。御指摘のように、「エ. 沿岸域における利用調整」等では、海洋環境との関連性が緩やかな施策も一部にはあるが、大宗は海洋環境と密接に関連していることから、第3期海洋基本計画では「海洋環境の維持・保全」という項目立ての下に一体的に記述を行うこととした。こうした海洋基本計画上の整理に関わらず、法的な趣旨は従前と変わるものでなく、沿岸域の総合的管理に関する施策を的確に遂行してまいりたい。</p>
122	第2部 3.	<p>「(1)海洋環境の保全等 ア 生物多様性の確保等の推進 (1)海洋保護区の適切な設定及び管理の質的充実の推進」について 管轄県内水域の10%を適切に保全・管理することを目的に海洋保護区の設定を推進するとするが、まず、その海洋保護区がSDGs目標14、CBD、ラムサール条約COP8決議4の求める質のものであるかを十分吟味すべきである。現時点の海洋保護区の合計面積は管轄水域の約8.3%とされているが水産庁所管は約8.1%であり、明らかに漁業権との関係が整理されていない。基本計画の「漁業者の自主的な管理によって、生物多様性を保全しながら、資源を持続的に利用していくような海域も効果的な保護区となり得るといふ基本的認識」は、漁業資源的価値のみが重視され全体的な生物多様性がないがしろにされる虞が大きく、正しくない。</p>	<p>我が国において、海洋保護区とすべき海域の定義及び該当する区域は、国際的な基準に照らし、有識者による検討を踏まえて決定したものであり、漁業者の自主的取組が行われる海域も含まれております。本計画においては、海洋保護区の設定推進とともに、保護区における海洋生態系の保全に資する管理の質的な充実にも重点を置いて取り組むこととしています。このため、管理の実効性や効果に関する検証を踏まえた順応的管理を推進することを記述しております。</p>

No	該当箇所	御意見	回答
123	第2部3.	<p>(1) 海洋環境の保全等 ウ 海洋ごみへの対応について 海洋ごみの問題に限ったことではないが、陸域と異なり海域については県境を含め地方自治体の境界があいまいであり、このことが管理意識の希薄さに繋がっていると思える。従って、領海内に限り、地方自治体の境界をはっきりとさせたうえで、ごみ問題をはじめとする海洋の管理主体を明らかにすべきだと考える。もちろん、直ちに境界を定めることは困難であることは理解できるが、基本方針のなかに「海洋の管理者を明確にしていく」といった文言を盛り込めないものか検討いただきたい。</p> <p>(2) 沿岸域の総合的管理 イ 陸域と海域との一体的・総合的な管理の推進</p> <p>(3) 栄養塩類及び汚濁負荷の適正管理と循環の回復・促進について 栄養塩類の管理については、良い方向に向かい始めたと感じる。一方で、汚濁負荷の指標としてCODを用いていくのが適切かどうかについては判断が分かれるところであり、自然由来の難分解性有機物の存在等、最新の知見を踏まえてCOD以外の適切な汚濁負荷指標の策定を検討することについても言及すべきではないか。</p>	<p>(1) ウについて 海洋ごみに関しては、財政的支援を行うことを通じて地方公共団体の取組を推進することなどを記述しております。また、海洋の管理者の明確化に関わらず諸課題の解決に向けて、第3部2において、関係者が様々な英知と総力を結集することや相互に連携することの重要に言及するとともに、特に、地方公共団体が、地域の実態や特色に応じた、海洋ごみの処理をはじめ様々な取組を進めていくことが重要であることを記述しております。</p> <p>(2) イについて きれいで豊かな海の実現に向けては、第2部3.(2)ウにおいて、水質、海水温上昇、生物生息場の变化等と生物多様性や生物生産性の関係性についての調査及び研究に努めるとともに、科学的な知見を踏まえて方策について検討し、地域における多様な主体が海の将来像を議論し、連携・協働した計画的かつ総合的な取り組みを推進する旨記述しております。上記の方策の検討においては、海洋環境を総合的に評価していくため、CODを含む様々な指標による評価のあり方について、関係者の御意見も伺いながら、検討していきたいと考えています。</p>
124	第2部3.	<p>「陸域から流入する汚濁負荷を削減するため、未普及地区での下水道等污水处理施設の整備や合流式下水道の改善を進めるとともに、農業用排水施設や河川における水質浄化を推進する。」とされているが、汚濁負荷の削減は環境基準に基づいて実施されており、この基準の一つであるCODについて、これまで水質総量削減等の施策により陸域からのCOD発生負荷量は、30年前に比較して半減されてきたが、海域のCOD環境基準達成状況は、大阪湾の湾奥部など、沿岸に近いC類型の海域では30年以上前から既に基準を達成しているものの、沿岸から離れたA類型の海域では横ばい、若しくは、未達成の海域が増えている状況であり、CODの水質総量削減の効果が水質に反映されているとは言えない状況にある。</p> <p>海を毎日見ている漁業関係者としては、30年前からは海域の透明度は非常に上がったと感じており、瀬戸内海においては、水質汚濁に関する一定の基準は必要であるものの、瀬戸内法に基づく生物生産性・多様性の高い豊かな海を目指していく上で、海域のCODを環境基準として使用することに疑念を持っている。</p> <p>また、窒素・リン等の栄養塩類は海の基礎生産力である植物プランクトンや海藻の育成に必要な栄養素であり、豊かな海のために必要不可欠であることから、環境基準達成における窒素・リンの水質基準に下限値の設定が望まれる。</p> <p>「栄養塩類の削減が必要な海域においては、水質を改善するため、下水道等污水处理施設の整備や高度処理の導入を進めるとともに、関係機関連携の下、陸域と海域が一体となった栄養塩類の循環システムの検討、構築を進める。」とされているが、栄養塩濃度が高い海域は、埋立地の周辺海域など、海水が停滞している海域であり、これらの海域では直立護岸等の構造的な問題により栄養塩が偏在している状況にあることから、下水道の高度処理の導入による解消ではなく、滞留海域を発生させないような施策が必要であると考えます。</p>	<p>きれいで豊かな海の実現に向けて、第2部3.(2)ウにおいて、水質、海水温上昇、生物生息場の变化等と生物多様性や生物生産性の関係性についての調査及び研究に努めるとともに、科学的な知見を踏まえて方策について検討し、地域における多様な主体が海の将来像を議論し、連携・協働した計画的かつ総合的な取り組みを推進する旨記述しております。瀬戸内海についても同様の趣旨で記述を行っております。上記の方策の検討において、閉鎖性海域の海洋環境を総合的に評価していくため、COD、窒素、リンを含む様々な指標による評価のあり方について、関係者の御意見も伺いながら、検討していきたいと考えております。</p> <p>一方、滞流海域を発生させないような施策が必要であるとの御意見については、港湾構造物については、生物共生型港湾構造物の整備・維持管理に関するガイドラインを平成26年度にとりまとめ、対応を進めているところです。引き続き、関係者の御意見も伺いながら、海洋環境について総合的に検討してまいります。</p>

No	該当箇所	御意見	回答
125	第2部 3.	<p>ラムサールCOP8決議4「統合的沿岸域管理(ICZM)に湿地問題を組み込むための原則及びガイドライン」14項に国レベルのICZMの実施担当者が『決議に付属するラムサール条約の原則とガイドラインを認識し、かつ利用するように万全を期すよう重ねて強く要請』されていること、また、16項に「沿岸湿地に悪影響を及ぼす現行政策と慣行を見直し、必要な場合にはそれを修正して対策を講じるよう…強く要請』されていることを書きこむべきである。</p> <p>漁業権については、生物多様性がないがしろにされる虞が大きいことに留意すべきである。</p> <p>ラムサールCOP7決議21「潮間帯湿地の保全と賢明な利用の促進」15項で『海岸湿地に有害な非持続可能な活動の拡大や新規施設の設置や促進を、適切な研究と合わせてこれらの活動の環境的社会的影響評価を通じて、環境と地域住民と調和した持続可能な水産養殖のシステムが見つかるまで、停止するよう求める。』とされていることに留意し、新規施設の設置や促進も一時停止がありうることを書き込むべきである。</p>	<p>ラムサール条約の3つの柱である「保全・再生」、「賢明な利用」及び「交流・学習」の考え方は、海洋基本法の基本理念とも合致するものであり、第1部では、同法の基本理念を踏襲し、その上で、海洋環境海洋の開発・利用と環境保全の新たな展開を図るため、持続可能な開発・利用と環境保全とをWin-Winの関係で発展させていくことを模索・追求し、環境保全の更なる実効性を高めていくことや、海洋に関する国民の理解について記述しています。また、第2部3.(2)では、ラムサール条約の対象でもある沿岸域の総合的管理の項目において、「里海」づくりの考え方を積極的に取り入れつつ、自然災害への対応、生物多様性の保全等を含めて総合的に取り組むことを記述しております。そのため、いただいた意見については今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
126	第2部 3.	<p>国家管轄権外区域の生物多様性(BBNJ)に関する国連における立法に関して最も大きな障害は、外洋域における生物多様性に関する科学的知見が極端に少ない中、海洋に関する利権意識が過剰になっている現状である。我が国は、外洋に面した科学先進国として、化学的知見の充実と、それに基づいた立法をリードしていく義務がある。(3)部分の文末は、「…議論に積極的に参加し、科学的根拠に基づいた国際的合意形成に貢献していく」としてほしい。</p>	<p>「第1部 海洋政策のあり方」において、海洋政策の方向性として、国際的な新たな枠組みやルール等の形成に際して、「科学的な知見に基づく政策の決定」が重要であることを、また、海洋環境の維持・保全の項目においても、「科学的知見に基づく海洋の持続可能な開発・利用と保全を基本として我が国の考え方を適切に反映させつつ、海洋環境保全に積極的に取り組んでいく。」ことを記述しています。第2部の個別施策においては、改めて記述を行うまでもなく、第1部の趣旨を踏まえたものです。</p>
127	第2部 3.	<p>希少動植物の保全のための基礎的な資料であるレッドリスト(絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト)について、環境省が主体となって、対象種のリストアップおよび種指定を行うべきである。従って、関係省庁が環境省に協力し、対象種の拡充や改訂作業を進めるべきである。(農林水産省、環境省)を(環境省)とすべきである。</p>	<p>第2部3.(1)ア②において、環境省及び農林水産省が連携して、レッドリストの統合や対象種の拡充について検討し、今後の改訂作業を進めることについて記述しております。</p> <p>なお、両省が有する海洋生物資源に関する知見を有効かつ的確に活かしつつ、連携して取組を進めていくことが重要であると理解しており、(農林水産省、環境省)と記述しております。</p>

No	該当箇所	御意見	回答
128	第2部 3.	<p>本基本計画案では、海洋基本法による12の基本的施策のうち「9. 沿岸域の総合的管理」が、「3. 海洋環境の維持・保全」の(2)として位置付けられています。これは、年次報告で第9の施策である「沿岸域の総合的管理」に関する実施報告内容が、第3の施策と多数重複していた事実を踏まえれば、“大半”の施策項目について、分類整理上は妥当であるといえます。</p> <p>しかしながら、「沿岸域の総合的管理」施策のうち“大半”の施策が海洋環境の維持・保全に関するものとはいえ、「ア. 沿岸域の総合的管理の推進」は利用や安全・防災等幅広い対象・視点を含むものですし、「エ. 沿岸域における利用調整」も利用調整そのものが主眼となった施策です。したがって、「沿岸域の総合的管理」に関する施策のすべてを「3. 海洋環境の維持・保全」の下に位置づけるのは不合理と考えます。</p> <p>このように、法で位置づけられた第9の施策を項目ごとすべて格下げして、第3の施策の下に位置付けるという扱いには大いなる違和感を覚えます。法に定めた12の基本的施策を消滅融合させるのであれば、なぜそうすることが必要かつ合理的であるかの説明が必要と考えます。</p>	<p>第3期海洋基本計画の策定に向けて、平成29年4月に開催された総合海洋政策本部会合を踏まえ、参与会議、その下に設置された基本計画検討委員会、4つの小委員会・プロジェクトチーム(PT)において検討を重ねました。その結果は、参与会議意見書として12月18日に総合海洋政策本部長である総理大臣に手交・公表されています。パブリックコメントに付された計画の案文・構成は、参与会議意見書の内容を踏まえて作成しています。</p> <p>沿岸域の総合的管理は、沿岸の海域及び陸域について、その諸活動に対する規制その他の措置が総合的に講ぜられることにより適切に管理することを通じて、沿岸の海域の資源、自然環境のもとら恵沢を将来にわたって享受できることを目指しているおり、基本的に海洋環境と密接に関連するものです。御指摘のように、「エ. 沿岸域における利用調整」等では、海洋環境との関連性が記述内容のみからは分かりづらい施策も一部にはありますが、大宗は海洋環境と密接に関連していることから、第3期海洋基本計画では「海洋環境の維持・保全」という項目立ての下に一体的に記述を行うこととしました。こうした海洋基本計画上の整理に関わらず、法的な趣旨は従前と変わるものでなく、引き続き沿岸域の総合的管理に関する施策を的確に遂行してまいりたい。</p>
129	第2部 3.	<p>(2)アの「沿岸域の総合的な管理の推進」のためには、(1)沿岸域の地方自治体が主体となって、関係者による協議機関を設置して管理計画を策定した上で、具体的な取組を実行することができる制度を創設すること、(2)上記制度の運営と計画の実施に必要な予算措置、情報の提供等の積極的な支援を行うこと、が必要である(日弁連2012年10月5日付け「豊かな海をとり戻すために、海岸線の新たな開発・改変の禁止、及び沿岸域の保全・再生の推進を求める決議」参照)。具体的には、沿岸域を総合的に管理するための計画策定に当たっては、関係する地方自治体が主体となって、市民、環境NGO、研究者、漁業者その他の利害関係者などの関係者を集めた協議を行うべきである。また、その計画の実行においても、関係する地方自治体が、関係者と協力しながら進めて行く必要がある。国は、このような枠組みを与える法制度を設け、地方自治体を中心とした計画の策定と実行を情報提供や財政面等で支援することが必要である。いつまでも検討を続けるのではなく、具体的な仕組みを早急に構築すべきである。</p>	<p>第2部3. (2)アにおいて、沿岸域の総合的管理の中心的な役割を果たすことが期待される協議会活動の普及拡大等に向けて、関係府省が連携して、自治体や協議会組織に対する支援のあり方について検討し、具体化を図ることについて記述させていただいており、いただいた御意見についても参考とさせていただきます。</p>
130	第2部 3.	<p>「海岸環境」について、自然に優しい海岸づくりという項目が立ったことは大きな進展と思います。一方で、粘り強い堤防の整備などと、現場では両立しがたい状況にあるのも事実です。その場合、従来の海岸政策の延長だけでは解決できず、沿岸域の土地利用の見直しなどよりダイナミックな政策がなければ、事業間調整もままらなないと思います。海岸政策の見直しに、誰がどのように、どこから着手するのかのより詳しいビジョンの書き込みをいただけるのを期待いたします。</p>	<p>第2部3. (2)②自然に優しく利用しやすい海岸づくりに記載しているほかに、1. (1)カ 海洋由来の自然災害への対応に、大規模津波に対しても減災機能を発揮する「粘り強い構造」の堤防の整備を推進することを記述しておりますが、こうした施策を推進するにあたっては、沿岸域の土地利用制度の見直しに資する津波災害警戒区域の指定等について、津波防災地域づくりの一環として取り組むこととしており、いただきました御意見は参考とさせていただきます。</p>

No	該当箇所	御意見	回答
131	第2部 3.	沿岸水域環境の保全のため、新たな原子力発電所の建設や埋立は禁止する。沿岸の生物生息環境や魚貝等の資源保護のため、地域住民の要望をしっかりと聴き、米軍や自衛隊の基地拡大や埋立は抑制すること。	第3部2において、「国民、NGO等は、海洋に関する会議やイベントへの参加、海洋産業の事業者との交流、海浜清掃等身近な海洋環境保全活動の実施等を通じて、海洋への理解を深めるよう努めることが重要である。」こととしており、御意見を参考とさせていただきます。
132	第2部 3.	モニタリング調査とデータの一元化が必要である。 海の状態を把握するために重要なことは、継続的なモニタリングである。調査を継続して行い、科学的な研究・調査によるデータに基づき、検討がなされる必要がある。 モニタリングを継続的に行うことは経済的にも負担が大きい、NGO や地域の研究者などの研究・調査への適切な補助、支援などの工夫によって、データの持続的な取得と専門家による解析を行う必要があり、それを海洋保全に活用していく仕組みが求められる。 国勢調査によって、社会の動向がわかるのと同じように、自然の基礎的な動態がわからなければ、持続可能な利用の限度もわからないはずである。環境アセスメントやゾーニングの基礎的な情報ともなるモニタリングが必要である。	海洋のモニタリングについては、第2部5.(1)アにおいてリアルタイム性のみならず、長期的な観測を積み重ねることが重要である旨記載をしております。また、データの一元化については、第2部4.(2)で国等が整備・収集した海洋情報について一元的に管理・公開を行うことを記載しており、こうした取組が海洋保全等にも活用されるものと考えています。なお、参与会議「海洋環境の維持・保全プロジェクトチーム」報告書において、地域の研究者・研究者の役割の重要性や一般市民等の協力の下での海洋データを集める手法の検討の必要性に言及しており、関係府省で検討していきたいと考えております。
133	第2部 3.	法制度の再整備を行うことが必要である。 日本の法律のうち、自然公園法、天然記念物(文化財保護法)、自然環境保全地域(自然環境保全法)、鳥獣保護法、種の保存法等が、自然保護や生物多様性の保全を主目的とした法制度であるが、これらの法律が及ぶ海域が占める割合は非常に低い。 一方で漁業法と海洋水産資源開発促進法は、水産資源のみを対象としているので、真に生物多様性保全に貢献しているとは言えない。 日本政府が、生物多様性保全に関する愛知目標の達成をめざすならば、生物多様性の保全が含まれるよう、法改正すべきである。 また、海の空間管理に関する法律や実務にも、生物多様性保全の観点を導入し、改善する必要がある。	第2部3.(1)にも記載しているとおり、海洋における生物多様性等の推進のため、SDGs等の国際約束等を適切な実施等に取り組んでいくこととしております。この一環として、愛知目標の達成に向けて、海洋保護区の設定が進んでいない沖合域での具体的な設定のあり方について検討することとしております。その成果等を活かして設定を推進することとしております。また、海洋保護区における管理の質的な充実について重点において取り組むことについて記述しております。
134	第2部 4.	高分解能衛星だけでなく、環境観測衛星についても、GCOM-W/C、GOSAT-2 といった具体的名称を示すべき。また、他の衛星関連項目と同様、宇宙基本計画を所掌する内閣府を担当に入れるべき。	御質問は、第2部4. の一つ目の○についての御意見と理解します。ここには環境観測衛星も含まれており、すべての衛星の名称を記載することは読みやすさの観点から行っておりません。なお、この担当である内閣府には、内閣府宇宙戦略推進事務局も含まれています。

No	該当箇所	御意見	回答
135	第2部4.	<p>今回の海洋基本計画には、前回の計画には明記されていなかった海洋状況把握(MDA)が追加されたことは大変意義深いと考えます。</p> <p>「4. 海洋状況把握(MDA)の能力強化」の「(1)情報収集体制」には、JAXAのALOS-3・4やSLATSの活用についての記述がありますが、それだけでは日本の宇宙技術を十分に活用していないと思います。また、民間衛星の活用等については可能性が閉ざされているように感じます。</p> <p>以前は政府が宇宙開発を主導していましたが、今や民間企業の取組が拡大しており、諸外国では民間力を積極的に活用しています。特に小型衛星の技術開発や利用が飛躍的に進んでいます。日本の民間企業には世界に誇る優れた小型の合成開口レーダー(SAR)技術があります。</p> <p>小型のSARを衛星に搭載すれば従来の大型衛星に比べて安価に製造ができ、同じ予算で複数製造して観測の頻度を向上させることができます。これを海洋状況把握において政府の高空間分解能衛星などと組み合わせて活用すればさらに監視能力が高まります。是非この小型SAR技術のような日本の優れた技術を活用していくことを今回の海洋基本計画に記述して頂きたいと思います。</p>	<p>いただいたコメントから、御指摘の箇所は、「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(JAXA)の先進光学衛星(ALOS-3)、先進レーダー衛星(ALOS-4)、超低高度衛星技術試験機(SLATS)等の各種衛星及び民間等の小型衛星(光学衛星・SAR衛星)等の活用も視野に入れ、」と修正します。</p>
136	第2部4.	<p>(1)情報収集体制の3つ目の○の最後の文章に、以下を追加していただきたい。</p> <p>「特に、水循環変動観測衛星搭載センサにより提供される気候パラメータ等継続性を求められる段階に入っているものについては、衛星機能の継続を優先的に図る。」</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本件の記述は、28年度に参与会議の下に設置された「海洋観測強化PT報告書」において、重点的に取り組む事項として提言した5項目のうちの一つ「海洋観測分野における宇宙との連携」で強調されているものである。 ・漁業分野においては、人工衛星「しずく」の水温データが実利用の段階にあり、データ観測の空白期間が生じるとなれば漁業操業及び調査研究に多大な影響が生じる。 	<p>第2部4. 海洋状況把握(MDA)の能力強化の項目において、「漁業者等に対する漁業情報の提供等、…衛星利用を引き続き推進する。」こと、「MDAにおける衛星情報の更なる利活用について研究や検討を行う。」ことを記述しております。御意見については、今後のMDAの能力強化に向けた取組において、参考とさせていただきます。</p>
137	第2部4.	<p>MDAの対象とする海域が明確でない。もちろん、あるものは全球カバー、あるものは管轄海域(EEZ)内と、情報の種類や使用目的によって対象海域が異なるものであることは理解するが、情報収集体制構築に当たっては、例えば海域や目的の階層区分を行うなどによって、目標をより明確なものにする必要があると思料される。</p>	<p>御指摘の通り、情報の種類や海域の状況により、海域に優先順位を設定することは重要であると考えており、今後の施策の実施に関する御意見として参考とさせていただきます。また、外国との協力体制の構築においても優先度を付けつつ進める旨が第2部1.(2)イに記載されています。</p>
138	第2部4.	<p>(2)「○海洋監視情報の集約・共有にあたっては、(中略)漁業者からの情報提供を含め、民間機関との連携も強化する。」とあるが、海洋状況の把握体制の確立については、海洋の安全保障上の強化の基盤となる施策と位置付けられていることから、漁業者からの情報提供についても、安全保障上の脅威の早期察知の機能を位置付けられたと解釈して宜しいか確認したい。</p>	<p>漁業者からの情報提供は、海洋監視の観点から有益なものと場合があることを明記したものです。また、第2部2.(4)オにおいて、「国境監視に関しては、「海洋の安全保障の基盤となる施策」である「MDAの確立」の一環として、漁業者からの情報提供を受けるなど民間との連携を強化する。」との記述を挿入します。</p>

No	該当箇所	御意見	回答
139	第2部4.	「4. 海洋状況把握(MDA)の能力強化」については、その目的を説明するパラグラフがあるべきなのではないか。19ページに脚注でMDAの定義がなされ、安全保障に関する範囲で意義が述べられているものの、これだけで十分とは言えないように思います。とりわけ58ページの「(1)情報収集体制」の一つ目のパラグラフで、特に目的が明示されていないままにMDA強化が掲げられているのは不自然な印象を受ける。	MDAの目的は第1部2-1.(2)ア①に記載されている通り、「海洋に関する多様な情報を適時適切に収集・収集することにより、海洋の安全保障のみならず、海洋環境保全、海洋産業振興、科学技術の発展等の海洋政策の推進に活用する包括的な取組」、です。本基本計画では第1部2-1. や第2部1. の記述にあるように、「海洋の安全保障」を通常の安全保障のみならず海上交通の安全確保や自然災害対応を含むものと広く定義し、その上でMDAはその「強化のための基層」としています。また、第1部2-2.(3)イにおいても、「…これを適切に実施するMDAの取組は、多様な海洋施策の実施や海洋における脅威・リスクの早期察知に有効であり、…」と記述しております。第1部2-1.(2)ア①はシンプルな記述ではありますが、上述の記載によっても、MDAの目的を御理解いただけるものと考えております。 なお、第2部4. においては、他分野と同様に、具体的な施策を記述することとしております。
140	第2部4.	「(1):海洋状況把握の能力強化/情報収集体制」について、 ・合成開口レーダ(SAR)はMDAにおける情報収集の有力なセンサであるとともに、我が国が優位性を保有する分野でもあるため、戦略的外交の観点からも当該技術の継続的高度化に取り組むべき。 ・小型SAR衛星の活用も視野に入れるべきである。	「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(JAXA)の先進光学衛星(ALOS-3)、先進レーダー衛星(ALOS-4)、超低高度衛星技術試験機(SLATS)等の各種衛星及び民間等の小型衛星(光学衛星・SAR衛星)等の活用も視野に入れ、」と修文するとともに、御指摘の諸点は今後の施策の実施に際して参考とさせていただきます。
141	第2部5.	P.65、注釈83のIODPの表記が違っており、正しくは“International Ocean Discovery Program”である。 (なお、記載の“Integrated Ocean Drilling Program”は、1代前(2003年10月～2013年9月)の計画の表記である)	御指摘の通り修正します。
142	第2部5.	●(2)ウ(2)プラットフォームの整備・運用 ○1のところ: 有人探査機とありますが、ただの機械ではなく船ではないでしょうか。探査船or調査船、あるいは探査艇など他項目と同じ言葉を使った方が良いと思います。	御指摘を受け、「有人探査船」に修正します。

No	該当箇所	御意見	回答
143	第2部5.	<p>世界が増々フラット化する中、外国と接している我が国の海域を守ることは言うまでもなく重要である。その上で、我が国特有の地政学的事情を加味して我が国が世界に先駆けて超深度掘削(「マントル掘削」)を推進することは、科学技術立国として蓄えた知力を十分生かした計画であり評価できる。</p> <p>我が国が、宇宙開発において諸外国から遅れを取っていることは否めない。一方で海洋における科学・技術においては、世界をリードできる素地がある。巨大な地震や火山、激しい気象などの自然災害の根本をたどると海域に起源があり、潜在的に大量の海底資源を保有している。その分野における調査・観測・シミュレーションの体制は、我が国が世界に誇るシステムであると考え。しかし今、この海域における調査・研究体制が、予算の逼迫により危うくなっている。隣国の調査船が我が国EEZにおいて無断で調査を行い、海底地形名を命名し、資源を採取している。このような事態を防ぐためにも、そしてさらに将来的な地震・津波発生予測の向上を目指すためにも、海域・海底調査の充実をはかることは、我が国の将来を決定づける重要事項である。</p>	<p>今後の施策の実施に関する御意見として参考とさせていただきます。なお、将来のマントル掘削の実施に向けた基盤技術開発の推進については、第2部5.(2)イ①に記載しております。また、海域・海底調査については、第2部5.(1)ア、第2部5.(2)ア②に記載しているように、取組を推進していく考えです。</p>
144	第2部5.	<p>61ページと62ページの脚注に「塩分濃度」なる表現が出てくるが、単に「塩分」が正しい用語であるので修正願いたい。62ページの本文、上から4行目には、正しく「塩分」が使われている。「分」は「比」の意味で、「濃度」と同じ概念である。「糖分濃度」や「アルコール濃度」がおかしいように、「塩分濃度」も社会的には使われ始めているが、間違った用語である。</p>	<p>御指摘の通り修正します。</p>
145	第2部5.	<p>(1)海洋調査の推進 イ気候変動・海洋環境の把握のための調査等 においては、国土交通省、環境省によるフォローモニタリングのみでは不十分で、原子力事象の後の10年-20年規模で生じる二次的な放射性核種の移行について、農林水産省や文部科学省による学術的な調査研究を進め、モニタリング結果への科学的な根拠を提示できるようにすることで、国際的な責任を果たすべきであると思います。</p>	<p>海洋における放射線モニタリングについては、第2部5.のほかにも第2部3.(1)オに、「長期的な視点を踏まえ、総合モニタリング計画に沿って、関係省庁連携の下、」引き続き実施すること、また、放射性物質の「広がり等も考慮し、モニタリングの充実・強化を図る。」としております。なお、総合モニタリング計画については、農林水産省や文部科学省も含めて関係省庁が参画し、計画の定期的な改訂が行われております。</p>
146	第2部5.	<p>P65「イ 基礎研究及び中長期的視点に立った研究開発の推進」の部分 ここでの「中長期的視点」の意味合いが偏っているように思われる。研究開発に相対的に長い時間を要するような研究課題が例示列挙されているが、それに加えて、「中長期的に継続して」取り組む必要のある研究への視点が必要である。例えば、気候変動に関する研究は、継続的な(海洋)観測等を基盤として維持しつつ、メカニズムの解明や長期予測に関する研究を推進していく必要がある。</p>	<p>御意見として参考とさせていただきます。なお、気候変動に関する研究開発も重要と考えており、第2部5.(2)ア①に気候変動の予測及び適応に関する研究開発について記載しております。</p>
147	第2部5.	<p>(1)海洋調査の推進 ア海洋調査の戦略的取組 「時空間的に疎らである生物分野を含め、海洋に関する科学データをより深海域まで精度よく観測するため、漂流フロート、係留系、船舶及び海中・海底探査システムによる観測を組み合わせた統合的観測網の構築を目指す。」の部分においては、文部科学省だけでなく、環境DNAも含めた環境省を中心とする取り組み、有用生物資源を含めた農林水産省の取り組みとの連携が重要となる。また、漂流フロート、係留系、海中・海底探査システムによる観測の実施には、プラットフォームとなる船舶が必要不可欠である。特に、機動力を有する共同利用船の配備が重要である。</p>	<p>当該記述は、各種観測プラットフォームを有機的に結びつけた観測システムについて述べたものであります。これによる観測対象は様々なものが含まれており、本記述に個別の対象を明記することは不相当と考えております。また、御指摘のとおり船舶は重要な要素であり、第2部5.(2)ウ②「プラットフォームの整備・運用」において、船舶の整備について述べております。</p>

No	該当箇所	御意見	回答
148	第2部5.	5. 海洋調査及び海洋科学技術に関する研究開発の推進等 (1)海洋調査の推進 イ気候変動・海洋環境の把握のための調査等 大きなミッシングパートとして、10km以下のサブメソスケール現象cmスケールの乱流混合が大きな課題であり、気候変動、生物生産、汚染物質の攪乱、全てにおいて重要な影響を与えるにもかかわらず、観測する術がなかったものである。今後は、海洋大国日本が、砂メソスケール現象、乱流混合においてイニシアチブをとっていくべきである。	「サブメソスケール現象」、「cmスケールの乱流混合」の現象把握の研究開発が進展つつあることは承知しておりますが、本計画で言及することは詳し過ぎることから適当ではないと考えております。
149	第2部5.	5. 海洋調査及び海洋科学技術に関する研究開発の推進等 (1)海洋調査の推進 ウ自然災害による被害軽減のための調査等 津波においては、DONETやS-netのように海底上に設置しており、余震の影響を受けるシステムとは独立した民間航空機観測網やHFレーダー観測網を補完システムとして整備すべき。	余震の影響を受けるシステムとは独立した民間航空機観測網やHFレーダー観測網については、現時点では研究・検討が行われている段階と思いますので、本計画には御意見のあった観測網については明記しておりません。
150	第2部5.	「(2)ウ:海洋科学技術の共通基盤の充実化及び強化」において、主に文部科学省において基盤的技術の開発やプラットフォーム及び海洋ビッグデータの整備・運用が示されているが、共通基盤技術については海洋科学分野だけでなく、MDAや安全保障用途にも活用が必要なものである。本ウ項を「第2部5. 海洋調査及び海洋科学技術に関する研究開発の推進等」から独立させる、または、「第2部4. 海洋状況把握(MDA)の能力強化」に同様の項を追加する等の記載とした上で、国土交通省や防衛省等関係省庁が連携して技術基盤の充実化及び強化を図ることを明示するべきである。	同様の趣旨の内容は、第2部4. (2)情報の集約・共有体制において「○海洋情報の収集と解析処理のための共通基盤技術の整備・運用を進め、…」と記述しております。
151	第2部5.	海洋調査に関して地球観測衛星(特に海水温や海洋高度など)の重要性が触れられていないように思います。自然現象に即時的に対応する為にも、人工衛星による観測がもっと強調されてもよいのではないかと思います	人工衛星による海洋観測については、第2部5. で、「○海洋のモニタリングについては…、衛星や観測ブイ等を用いた高度な観測を最大限活用し海洋を総合的に観測することが重要であり、」とその重要性を記述しております。また、第1部2-2. (3)イ及びウにおいても、衛星による地球観測や、海洋の科学的知見の充実のための衛星の活用について言及しております。
152	第2部5.	「(2)ウ3 海洋ビッグデータの整備・活用」について、海洋ビッグデータの整備・活用においては、宇宙のデータプラットフォームと連携すべきである。	海洋のビッグデータの文脈における他分野との連携は、第2部5. (2)ウ③に「他分野との連携・融合を図りつつ、情報の活用を推進する」と記述しております。

No	該当箇所	御意見	回答
153	第2部5.	<p>p66及びp80では、「計画的な整備」、「老朽化対策」、「共同利用」が謳われている。国の財政的状況を鑑みると致し方ないと思うが、「高機能化」や「高効率化」のような新たな(ポジティブな)視点が必要ではないだろうか。</p> <p>例えば、船舶運航技術の教育実習では、当該船舶所有機関所属の学生のみを対象とするような運用ではなく、他機関学生を乗船させて実習を行えるような複数船舶の共同運航体制の整備や、海洋研究と運航技術教育の2つの機能を備えた船舶の整備、既存船舶への副次的機能の追加と言った方法も有効であろう。</p> <p>また、海洋研究開発には多くの航海実験が必要となるが、これをJAMSTEC大型船だけで行うには限界がある。空間的及び時間的(スケジュール変更)な機動性の高い小型・中型船舶がそれを補完する体制の構築が必要である。</p> <p>なお、「老朽化対策」という表現から「高経年化対策」への変更を提案する。前者には、元の機能を維持するために直すという印象が強い。弱くなった部分の修理に留まらず、次の10年間を見据えた改造や副次的(高次的)機能追加を含めた対策という、意識を共有すべきではなかろうか。</p>	<p>第2部5.(2)ウ「② プラットフォームの整備・運用」2つ目の○に記載されておりますように、研究機関・大学等有する施設・設備等について、共同利用を推進してまいります。</p> <p>御指摘の通り、「高機能化」や「高効率化」の視点も取り入れつつ、プラットフォームの整備を推進してまいります。</p>
154	第2部5.	<p>5. 海洋調査及び海洋科学技術に関する研究開発の推進等</p> <p>(1)海洋調査の推進</p> <p>イ気候変動・海洋環境の把握のための調査等</p> <p>大きなミッシングパートとして、10km以下のサブメソスケール現象、cmスケールの乱流混合が大きな課題であり、気候変動、生物生産、汚染物質の攪乱、全てにおいて重要な影響を与えるにもかかわらず、観測する術がなかったものです。今後は、海洋大国日本が、サブメソスケール現象、乱流混合においてイニシアチブをとっていくべきです。</p>	<p>「サブメソスケール現象」、「cmスケールの乱流混合」の現象把握の研究開発が進展つつあることは承知しておりますが、本計画で言及することは詳し過ぎることから適当ではないと考えております。</p>
155	第2部5.	<p>5. 海洋調査及び海洋科学技術に関する研究開発の推進等</p> <p>(2)海洋科学技術に関する研究開発の推進等</p> <p>イ基礎研究及び中長期的視点に立った研究開発の推進</p> <p>丸1 基礎研究の推進</p> <p>基礎研究として出ている例があまりにも固体地球に偏り寄りすぎています。フロンティアであるサブメソスケール現象、乱流混合、鉄循環、未知機能遺伝子なども含めるべきです。</p>	<p>第2部5.(2)イ「①基礎研究の推進」に記述しているとおり、独創的で多様な基礎研究を広範かつ継続的に推進するための取組を強化してまいります。</p>
156	第2部5.	<p>5. 海洋調査及び海洋科学技術に関する研究開発の推進等</p> <p>(2)海洋科学技術に関する研究開発の推進等</p> <p>イ基礎研究及び中長期的視点に立った研究開発の推進</p> <p>丸2海洋科学技術に関する人材育成</p> <p>自然科学、工学、法学、社会科学などをすべて包含した分離融合の海洋学部、海洋学研究科を設置し、専門性と俯瞰力を持った海洋科学技術に携わる人材の質と層を向上させるべきでしょう。</p>	<p>第2部9.(1)に記載しておりますように、文系的素養を有する人材の育成にも配慮しながら、海洋立国を支える専門人材の育成と確保に取り組んでまいります。</p>
157	第2部5.	<p>5. 海洋調査及び海洋科学技術に関する研究開発の推進等</p> <p>(2)海洋科学技術に関する研究開発の推進等</p> <p>ウ海洋科学技術の共通基盤の充実及び強化</p> <p>丸1世界をリードする基盤的技術の開発</p> <p>世界をリードする海洋研究を実現するため、国内の共同利用・共同研究拠点の強化を図り、国際的な海洋研究拠点を構築するべきでしょう。</p>	<p>第2部5.(2)ウ「② プラットフォームの整備・運用」2つ目の○では、限られた研究基盤の有効活用の観点から研究機関・大学等有する施設・設備等について、共同利用を推進することを記載しておりますが、御指摘のように世界をリードする研究を実現していく観点からも、共同利用の推進は重要であると考えております。</p>

No	該当箇所	御意見	回答
158	第2部6.	第2期海洋基本計画において、「既に排他的経済水域の開発等を推進するため海域の管理の方針を策定する」とあったが、その法体系の整備や科学的な知見に基づく管理の方法などを含めあまり進展していない。一方、米国など広大なEEZを持つ国では、「海洋空間計画」と言った政策ツールを使って排他的経済水域の統合的な利用を区分化し、各海域における自国の立場を明確にさせている。この「海洋空間計画」は我が国の排他的経済水域の統合的な管理を有効に行うため、EEZ海域を例えば大規模生態系の構造などに従って、「保全海域」、「持続的開発区域」等に区分し地図化することによって、国際的な義務であるEEZ管理を明示的に示すものである。海洋政策本部が主導して、「海洋空間計画」を早急に策定し、それを基に我が国としてEEZを管理していることの明示化を早急に図り国際的に公表すべきである。もちろん、このような海域区分を行い、その環境変動等によつての改訂を行うためには科学的な知見の収集が不可欠であることは言うまでもない。なお、EEZ内における海洋調査・観測において優先順位が高いのは、有人・無人国離島を取り巻く海域であろう。	第3期海洋基本計画においては、第2部の排他的経済水域等の開発等の推進の項目において「海洋空間計画」に関する施策を記載させていただいております。いただいた御意見を参考にしつつ、当該施策を実施して行きたいと考えております。
159	第2部6.	P70「排他的経済水域等の開発等の推進」 環境保全を図りつつ排他的経済水域等を開発するとされている点は評価される。一歩進んで、排他的経済水域等の開発のために必要な海洋情報の収集を強化し、そのうち特に海洋環境情報については、積極的に国内外に公表することが重要と考える。資源等に関する情報については情報管理を徹底する一方、周辺海域の環境にも影響を与える環境情報等については広く公表することによって、わが国が管轄海域を適切に管理していることを示すことにつながり、長い目で見れば経済水域等の実態としての確保など安全保障的観点からも意義がある。	排他的経済水域等における海洋情報の収集強化については、第2部5.(1)の「海洋調査の推進」や第2部4.「MDAの能力強化」においても触れております。また収集した情報の公表については、6.(2)イにおいて「・・・情報の戦略性等に配慮した上で海洋情報の公開に引き続き取り組む。」としており、こうした取組を着実に実施していくことが、第1部1.の「海洋政策の理念及び方向性」にも謳っている我が国の管轄海域の確保・管理に重要であると認識しております。
160	第2部6.	「(2)排他的経済水域等の開発等の推進」の「イ. 排他的経済水域等の有効な利用等の推進のための基盤・環境整備」の末尾(p.71, 1行目)に「海洋空間計画」に関する記述があります。同項目に、海洋空間全体を俯瞰した総合的な保全や利用を包含する「海洋空間計画」の必要性が記載されたことは歓迎すべきと考えます。しかし、「海洋空間計画」は排他的経済水域のみに必要な計画ではなく、多様な利用が稠密な領海内の沿岸域においても、その必要性・重要性が大きい計画です。換言すれば「海洋空間計画」は「沿岸域の総合的管理」を実現するための手段の一つとして位置づけるのが妥当です。以上のことから、「海洋空間計画」は、12の基本的施策の第9である「沿岸域の総合的管理」の下においても記述されるべきものであり、そのようにご修正いただきたいと思います。	御指摘の通り、「海洋空間計画」が排他的経済水域のみに必要な計画であると考えている訳ではありませんが、「沿岸域の総合的管理」は、海洋基本法第25条にあるとおり、海域と陸域の総合的管理を念頭に置いた項目であるため、「海洋空間計画」について記載することが適切な項目ではないと考えています。
161	第2部6.	「(2)排他的経済水域等の開発等の推進」のイ.の末尾、p.71の1行目に、「海洋空間計画」についての記述があります。海洋空間計画(MSP)は全文を通じてこの1ヶ所しか出てきません。しかしながら、MSPは、排他的経済水域(EEZ)内よりもむしろそれ以前に、領海内の沿岸域において、その必要性や重要性が大と考えられる概念であり、施策であると言えます。その意味で、12の基本的施策の第9である「沿岸域の総合的管理」の部分においてこそ書かれるべきものと言えますので、そのように修正いただきたいと思います。	御指摘の通り、「海洋空間計画」が排他的経済水域のみに必要な計画であると考えている訳ではありませんが、「沿岸域の総合的管理」は、海洋基本法第25条にあるとおり、海域と陸域の総合的管理を念頭に置いた項目であるため、「海洋空間計画」について記載することが適切な項目ではないと考えています。

No	該当箇所	御意見	回答
162	第2部 6.	排他的経済水域に関する記述がミニマム化され、水域別ではなく事項別の項目立てに軸を置き、必要最小限度で特定水域について言及している点は実情に合うかたちになったと言える。また、順番に関しても、これまで排他的経済水域の項目にも関わらず離島保全への言及が多かったため、離島保全の後に排他的経済水域という順番になったことで無駄が省かれ、年次報告書の内容に合わせた変更としては評価できる。	第3期海洋基本計画の策定に向けて、平成29年4月に開催された総合海洋政策本部会合を踏まえ、参与会議、その下に設置された基本計画検討委員会、4つの小委員会・プロジェクトチーム(PT)において検討を重ねました。その結果は、参与会議意見書として12月18日に総合海洋政策本部長である総理大臣に手交・公表されています。パブリックコメントに付された計画の案文・構成は、参与会議意見書の内容を踏まえて作成しています。
163	第2部 6.	この部分の見出しが「離島の保全及び排他的経済水域等の開発等の推進」となっており、法に定める12の基本的施策の第10と第3の施策を融合させて一本化したものとなっています。排他的経済水域の開発等の推進に関しては、これまで年次報告書の中身が必ずしも充実したものではなかったほか、離島保全への言及が多かったこともあり、離島保全と一緒にすることで実情に合うかたちになったと思います。離島保全の後に排他的経済水域を続けるという順番になったことで無駄が省かれ、年次報告書の内容に合わせた変更としては評価できると思います。にもかかわらず、法で位置づけられた二つの基本的施策を融合させて、基本計画の一つにすることについては、なぜそうすることが必要かつ合理的であるかの説明が必要と考えます。	第3期海洋基本計画の策定に向けて、平成29年4月に開催された総合海洋政策本部会合を踏まえ、参与会議、その下に設置された基本計画検討委員会、4つの小委員会・プロジェクトチーム(PT)において検討を重ねました。その結果は、参与会議意見書として12月18日に総合海洋政策本部長である総理大臣に手交・公表されています。パブリックコメントに付された計画の案文・構成は、参与会議意見書の内容を踏まえて作成しています。
164	第2部 7.	第二部7の北極政策の推進のうち、(2)国際協力のイにかかわる二国間・多国間での協力拡大に係わるものである。北極科学大臣会合、北極サークルなど既存の多国間協力枠組みが言及されているが、このなかでは是非「北極科学サミット週間」(ASSW)会議の重要性を強調したい。これは国際北極科学委員会(IASC)が主催するもので、2015年には日本国富山市で開催された。この会議は研究者が主体となっているが、関係国の政府関係者も参加している。世界の北極研究者が集まる場であるとともに、研究開発分野での多国間協力の在り方が検討される機会でもあり、日本政府にもしっかりと関与してもらい、研究と政策の強化の機会として活用していただくことを望む。	第2部7.(2)「イ 北極圏国等との二国間、多国間での協力の拡大」1つ目の○に記載しているように、北極に関する国際枠組みを最大限活用し、プレゼンスの向上を図ることを目指します。なお、2015年に富山市で開催された「北極科学サミット週間」会議では、文部科学省及び外務省が後援を行いました。
165	第2部 7.	「北極環境の変動メカニズムに関する更なる解明」に関し、日本そして全球への影響解明の観点からも衛星観測と数値モデル解析の整備が大切であることは理解します。一方、これらの広域観測・モデル評価に北極域の現場で起きている諸過程の科学的なメカニズムを正しく反映し、より確度の高い予測を行えるようにするためには、実際に現場において起きていることの未知、および、その気候変動や人為影響への応答を解明することが不可欠です。そこで、広域評価と現場でのプロセス解明の双方に力を入れつつ、双方の融合を促す科学政策の推進を強く願います。	第2部5.(2)ア「① 気候変動の予測及び適応に関する研究開発」に記載しているように、観測・研究を引き続き実施してまいります。また、第2部7.(1)「イ 北極域研究に関する取組の強化」に記載しておりますように、北極における環境変動と地球全体における影響の包括的な把握に取り組んでまいります。
166	第2部 7.	PP71、北極政策の推進 イ、北極域に関する観測・研究体制の強化の項の最後に、下記を追記することをご検討下さい。 ○船舶観測、ブイ観測、航空機観測、衛星観測を総合的に扱う「北極海総合監視システム」の整備を図る。また、監視情報は関係国に情報公開することで、「法の支配」が正しく実行されていることの確認を行うことが可能となる。	第2部4.に記載している海洋状況把握(MDA)は、北極域を含め全球の海域が情報収集の対象となり得るものですが、具体的な能力強化の方策については、現在、省庁横断的に別途検討を進めております。

No	該当箇所	御意見	回答
167	第2部7.	イの3段落目の「ネットワーク型の研究拠点」は、文部科学省によりすでに2016年4月1日に「北極域研究共同推進拠点(J-ARC Net)」として認可されています。「整備し」という表現でなく「ネットワーク型の研究拠点として北極域研究共同推進拠点(J-ARC Net)が設置され、研究者コミュニティ支援や産官学連携支援を推進し」というような表現で改訂していただけないでしょうか。なお、北極域研究共同推進拠点は、文部科学省が認可している105の共同利用・共同研究拠点のひとつで、ArCSと同じ北海道大学、国立極地研究所、海洋研究開発機構の3機関で運営する連携ネットワーク型拠点となっています。参考までに拠点ホームページのURLを添付します。 http://j-arcnet.arc.hokudai.ac.jp/	ネットワーク型の研究拠点については、必ずしも文部科学大臣認定の共同利用・共同研究拠点に限定したものではないため、以下のとおり修正します。 【修正前】 ○国内の複数の大学及び研究機関によるネットワーク型の研究拠点を整備し、 【修正後】 ○国内の複数の大学及び研究機関のネットワーク型研究拠点による
168	第2部7.	イ.第三段落に「国内の複数の大学及び研究機関によるネットワーク型の研究拠点を整備し」とあるが、既に2016年4月1日にネットワーク型拠点として「北極域研究共同推進拠点」が文科省から認定されており、事実関係の正確さを期すという観点から修正が必要である。例えば、「国内の複数の大学及び研究機関によるネットワーク型の研究拠点として北極域研究共同推進拠点が設置されており、この取り組みを通じて、分野横断的な取組や～」とするなど。	ネットワーク型の研究拠点については、必ずしも文部科学大臣認定の共同利用・共同研究拠点に限定したものではないため、以下のとおり修正します。 【修正前】 ○国内の複数の大学及び研究機関によるネットワーク型の研究拠点を整備し、 【修正後】 ○国内の複数の大学及び研究機関のネットワーク型研究拠点による
169	第2部7.	「ネットワーク型の研究拠点の整備」については、文部科学省により「北極域研究共同推進拠点(J-ARC Net)」が設置されています。基本計画の中では、第1部で掲げられた今後10年の構想、その中での今後5年で施策の強化として表現されるとよいと思います。たとえば、人材育成など、すぐに開始して、10年後に成果を見るような活動の担い手としても活動していくことが効果的です。	ネットワーク型の研究拠点については、必ずしも文部科学大臣認定の共同利用・共同研究拠点に限定したものではないため、以下のとおり修正します。 【修正前】 ○国内の複数の大学及び研究機関によるネットワーク型の研究拠点を整備し、 【修正後】 ○国内の複数の大学及び研究機関のネットワーク型研究拠点による
170	第2部7.	(2)国際協力について ウ 北極評議会(AC)の活動に対する一層の貢献については、行政に関する貢献だけでなく、AC貢献の諸判断の根拠を与える環境アセスメントなどのワーキンググループやタスクフォースでの科学活動での活動、といった貢献も挙げられると思います(外務省に加え、文科省、環境省の貢献があります)。また、北極の行政を行うACと並んで科学活動の議論を進める北極科学委員会(IASC)も、北極の科学活動や持続的発展にむけて大きな貢献をしている研究者集団です。日本もそれを長年支援してきており、国際協力として含められるのではと思います。	御指摘を踏まえ、第2部7.(2)ウの一つ目の「○2013年5月に～」部分について、外務省の割り振りに、「文部科学省、環境省」を追加します。

No	該当箇所	御意見	回答
171	第2部8.	<p>第2部1項でも取り上げられているように、今後の海洋の安全保障は政府が総合的かつ計画的に講じるべき分野である。しかし世界6位の管轄海域の面積を有する広大な我が国の海洋の安全保障を単独で実施する事は非常に困難であり、国際的な協力が必要不可欠である。またこのような広大な領域の監視・情報収集には軌道上の衛星利用が効果的であるが、第2部8項では安全保障を実現するための具体的なツールとして衛星利用は取り上げられていない。</p> <p>衛星利用は高額なインフラコストを有するイメージもあるが、近年ではコストを抑えた超小型衛星が実用技術として成熟しつつある。また関係する周辺友好国の多くでも超小型衛星等の実利用に関する関心が非常に高まっているが、その用途等に関してはまだ模索中な国も多い。</p> <p>そこで具体的なアプリケーションとしての「国際協力による海洋の安全保障」をテーマとした超小型衛星利用を我が国が先導して進める事は、先に閣議決定された宇宙基本計画(4-(2)-(1)-Vi海洋状況把握)にも合致する関連計画となりうるため、担当の内閣府宇宙開発戦略推進事務局と調整の上、本基本計画に反映すべきと考える。</p>	<p>衛星に関する施策は第2部1.及び4.に集約して記載しております。民間の小型衛星利用については、いただいた意見を踏まえて、御指摘の箇所は、「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(JAXA)の先進光学衛星(ALOS-3)、先進レーダー衛星(ALOS-4)、超低高度衛星技術試験機(SLATS)等の各種衛星及び民間等の小型衛星(光学衛星・SAR衛星)等の活用も視野に入れ、」と修正します。</p>
172	第2部8.	<p>オバマ政権下、国務省ケリー長官、米国の環境NGOピュートラスト財団などが中心となって立ち上げたアワオーシャン会合を日本政府として扱う事の意義に強い疑問を感じる。米国政府はオバマ政権が大統領で拡大した海洋保護区を縮小し、ノーティクの海洋保護区から海洋産業を尊重した海洋政策を検討している最中である。本件に関しては米国政府の意向を確認すべきだし、日本が関与するのであれば日本独自の「里海」コンセプトやニッスイ等が行なっている世界展開の水産業を主要テーマに持って来るべきだ。</p>	<p>日本の関与のあり方についての御指摘については、今後の施策の実施に関する御意見として参考にさせていただきます。なお、アワオーシャン会合については、昨年はEU・マルタ、今年はインドネシア、来年はノルウェーが主催することが決まっており、米国のみが主導するものではないと考えています。</p>
173	第2部8.	<p>次期海洋基本計画案のP35～36並びにP77には、マラッカ・シンガポール海峡に係る取組についての記述がありますが、当協議会の活動を評価していただいたものとして、役職員一同大変心強く感じております。その上での要望として、P77には「マラッカ・シンガポール海峡の航行安全の確保を図るため、同海峡の協力メカニズムの下で実施されるプロジェクトのうち、航行援助施設の整備に関する協力や、航行援助施設の維持管理に係る人材育成を推進する」とありますが、これらのミッションを適切に遂行していくためには、「官民の連携」が必要不可欠ですので、「…人材育成を」の後に「、官民連携のもとに」との記述を加えていただければと思います。</p> <p>当協議会は、海事関係民間団体等の資金拠出により1969年に設立された組織であり、これまで日本財団やエネルギー関係団体等の支援も得ながら、同海峡における航行安全の増進と海洋環境の保全に取り組んでまいりました。</p> <p>ほぼすべての石油を輸入に依存するわが国にとって、その85%を占める中東からの原油輸送は国家の生命線とも言え、日欧間等の貿易財輸送を含め、その経路上にある同海峡は、我が国の経済安全保障上、極めて重要なシーレーンの要衝です。</p> <p>ただ、1,000kmにも及ぶ同海峡のうち分離通行帯が設けられている500kmは、全て沿岸3か国(インドネシア、マレーシア及びシンガポール)の領海ですが、浅瀬が多いため安全航行幅は狭隘で、複雑な海流や変わりやすい風の影響を受ける海路の難所でもあります。そのため、過去50年にわたり当協議会が沿岸3か国に対して資金的、技術的協力をを行いながら、航路の浚渫、沈船撤去、航行援助施設の整備、作業船舶の提供、海図作成のための測量などを実施してまいりました。</p> <p>当協議会は、50年にわたる誠実かつ着実な活動により、沿岸3か国から多大な信頼を寄せられており、領海国以外の非政府機関でありながら、沿岸3か国の航行安全関係会議に、沿岸3か国政府の海事当局者以外で唯一参画できる組織としての地位を得ております。</p> <p>このような厚い信頼関係は、我が国の経済安全保障上、金銭に代え難い貴重な財産であると思っております。</p> <p>現在においても当協議会は、沿岸3か国と共に、同海峡にある51基の航行援助施設の機能維持業務を継続するとともに、日本ASEAN統合基金を活用して電子海図作成のための共同水路測量を実施中です。</p> <p>東アジア、東南アジアの発展に伴い、今後ますます変化する国際海洋情勢の中で、当協議会が培ってきた厚い信頼関係を活かし、我が国の生命線である同海峡の航行安全に関して、日本国として一定のプレゼンスを確保し続けることは一層重要になってきております。</p> <p>当協議会が次期基本計画に則って必要なミッションを遂行していくためには、官民、産学官公の様々な連携が必要不可欠ですので、上記のとおり次期海洋基本計画に所要の記述を要望するとともに、今後とも関係各位のご理解・ご協力をお願いいたします。</p>	<p>御意見を踏まえ、「マラッカ・シンガポール海峡の航行安全の確保を図るため、」の次に「官民連携の下、」と追記します。</p>

No	該当箇所	御意見	回答
174	第2部8.	(2)海洋に関する国際連携の項で、北太平洋海洋科学機構(PICES)およびIOC西太平洋地域事務所(IOC/WESTPAC)は、海洋科学の振興、データの流通、能力開発において、大きな実績をもつ国際組織であり、わが国がイニシアティブを持っており、今後その重要性が高くなると予想される。国際的連携に是非とも書き加えられるべきと考える。	第2部8. (3)アにUNESCO/IOC等の関係機関に引き続き貢献するとの記載があり、WESTPACやPICESの取組もその中に含まれております。
175	第2部9.	PP80の「力 横断的に講ずべき施策」の項の最後に、下記を追記することをご検討下さい。 ○海洋ベンチャの創出 少子高齢化傾向となる中、今後、更なる生産性向上・付加価値アップを図るべく、新たな海洋産業を創出していくことが一層重要になっている。このため、海洋ベンチャキャピタルの確保、海外連携支援等、必要な支援施策を推進する。尚、本施策により、新産業企画からビジネス化までを自学自習が可能な海洋人材を育成することにも貢献できる。	第2部2. (2)ア①に海洋産業の高付加価値化や生産性の向上、イにベンチャー企業の創出促進について記載しております。 また、第3部の2. においては、海洋産業事業者の責務として「情報技術の進展等を活かした新たな事業展開」を追記します。
176	第2部9.	(海洋科学技術に関する人材の育成) 研究開発機能の強化が謳われているが、当該分野の持続的発展やイノベーションのためには、平行して人材育成に注力する必要がある。第2部5(2)イに書かれているように、海洋に関するリテラシー、海洋政策、海洋観測開発技術を始めとする総合的な基礎を有する人材の育成が必要であり、大学等における教育体制の整備が不可欠である。 また、海洋に関する広範な知識と研究・開発に関する専門的知識・技術を併せ持つ海洋人材を養うためには、現場での実習、即ちOn-the-Research Trainingが必要である。具体的には、JAMSTEC、JOGMEC、海上技術安全研究所などの研究機関と連携、特に研究者交流や大学院生派遣・受入れを推進し、研究の臨場感の中での教育を進めることが肝要である。また、海運・海洋産業企業における、より実効的なインターンシップ制度の整備も一策である。 このために、関係機関の協力体制(例えば、関連機関間のネットワーク)と経済的支援を整備・強化することを提案したい。	今後の施策の実施に関する御意見として参考にさせていただきます。なお、65ページに産業界等と連携したインターンシップ実習の推進について記載しております。
177	第3部1.	御意見(本文):ウ○海洋ごみについて、その削減に向け多様な主体の参画や連携の下実態把握と記述され、また○地方公共団体や事業者等による地域の実情に応じた海洋ごみの処理施設の整備等を支援するとある。今日技術革新で五島列島で海の廃プラを油化している。故に鳥羽商船卒の海の仲間が集う伊勢湾で海ごみを集め燃料化しバイオマス発電を始めとする事業所に燃料として売却することが可能となってきた。この構想は海を知りリサイクルを実践してきた役員であり全日本船舶職員協会の役職がなければ記述できない。故に海ごみを燃料化し海洋教育の財源に充てる構想を記述し関係者に配布し賛同を得始めている。海ごみを資源として捉える第一弾は、省庁が連携し海ごみを資源化できる技術集団を全国から集め把握する、所謂省庁連携で海ごみ燃料化構想のシンポジウムを全国の各種工業会に情報提供し海洋改善に貢献できる技術者を集めることである。このシンポジウムで流木を、また廃プラをと、海ごみを燃料にするまでのプラントづくりを産官学で練り上げ、伊勢湾の一角に設置する。	海洋ごみへの対応に関しては、第2部3. (1)ウにおいて、「多様な主体が連携する必要があること」、「地域の実情に応じた海洋ごみの回収・処理を行うこと」、「関係機関が連携して普及啓発を含めて総合的に対策を講じるべきこと」などについて記述させていただいております。いただいた御意見とともに、全国各地における様々な事例を参考としつつ、取組を進めてまいります。
178	第3部1.	計画を着実に推進するための方策で、最も必要なものが欠けていることの認識がない点が問題である。すなわち、沿岸域の総合的管理については、海洋基本法25条にも「その諸活動に対する規制その他の措置が総合的に講ぜられることにより適切に管理されるよう必要な措置を講じると謳われている。しかし、環境保護のための現実の諸活動につき実効性が現実にあがっていないのは、ひとえにその具体的な法的裏付けを欠いているからである。 したがって、管理手法のため抜本的な法的裏付けを与えることが必要である。すなわち、「自然的社会的条件からみて一体的に施策が講じられることが相当と認められる沿岸の海域及び陸域」について、許認可さらにはその前段階の政策策定を行う段階で、いったん海洋政策本部が横断的に環境配慮や政策的妥当性を判断する仕組みを、環境影響評価法33条(横断条項)にならって導入すべきである。また、スウェーデン自然資源管理法に倣い、海洋基本法を他の開発や自然保護法を定めた法律の傘法とすることも考えられる。	沿岸域の総合的管理については、第2期計画期間中における参与会議の下でのプロジェクトチームの報告書や新たな計画の策定に向けて取り纏められた参与会議意見書を踏まえ、今後の施策の方向性としては、第2部3. (2)アで記述しているように、協議会活動の普及拡大等に向けて、関係省庁が連携して、自治体や協議会組織に対する支援のあり方について検討を行い、必要な措置について具体化を図っていきたいと考えております。

No	該当箇所	御意見	回答
179	第3部 1.	<p>第2期計画策定時も、総合海洋政策本部の見直しがあげられていたが、施策の実行を担当する総合海洋政策本部の事務局体制については特に検討が加えられた形跡はない。平成29年4月時データでも本部事務局に常駐する職員は各省庁から出向した26名(フルタイムの1名を除いて併任)にすぎない。</p> <p>総合海洋政策本部事務局として求められる責務を果たすにはマンパワーが足りないことは明らかである。また、各省庁に本籍を置いた併任という形では各省庁の垣根を超えた統合的な政策を進めることには組織論として難しいと思う。</p> <p>政策本部の予算規模も不明であるところ、例えばイギリスの海洋管理機関(MMO)においては、2012年現在フルタイム換算で250名が、14の沿岸域事務所に、38億円の予算(2011年度決算)により稼働しており、予算の10%は海洋管理に充てられていた。</p> <p>海洋政策本部に期待される機能を果たせるような組織構造、人員体制を構築することができるように予算をつけるべきである。</p>	<p>総合海洋政策推進事務局は、関係府省から様々な知識・経験を有する職員が籍を置いて、計画の推進に関して総合調整機能を的確に発揮することを通じて、計画のはじめにでも記述したような様々な成果を上げてきたと考えています。</p> <p>また、第3部において記述したように、「海洋基本計画の実現に向けた工程を明白にし、それに則し取り組み、実施状況等を評価し、それを基に工程を手直ししながら進めていくといった手法を導入・強化し、海洋基本計画に定める事項の着実かつ効果的な推進体制を構築する」こととしており、これらを通じて施策を総合的かつ計画的に推進していくこととしています。</p>
180	第3部 1.	<p>PP84の(1)項の最後の行に下記を追記することをご検討下さい。</p> <p>全ての情報メディア、媒体からの情報を入手、分析、その結果を政府、業界に提供する、総合情報センターを設置、政府の複数省庁は基礎インフラに助成金を支出、業界は運営費を投資型で支出する。情報提供は無償、有償に区分する。有償情報は、海外も対象とする。センター調査部門は世界を然るべき地域に区分した部局と統合部、情報提供部、情報発信インフラ開発部等からなり、監査はオンブズマン形式とする。ここには北極域も加わる。尚、設置場所は、自然災害リスクの最も少ない場所を選定。</p>	<p>本計画においても、4. 海洋状況把握の能力強化(2)情報の集約・共有体制において、公表されている情報や学術情報を含めた各種ソースからの海洋関連情報を集約可能な「海洋状況表示システム」の構築に努めること、国等が海洋政策を進める上で収集・整備した情報について、情報の機密性等に応じた適切な取り扱いを確保しつつ、一元的に管理・公開を行うとともに、関係者間での情報共有を一層推進すること等について記載をしています。</p>
181	第3部 1.	<p>沿岸域の総合的管理は、海洋基本法25条にも「その諸活動に対する規制その他の措置が総合的に講ぜられることにより適切に管理されるよう必要な措置を講じると謳われているが、この実効性が上がらないのは、ひとえにその具体的な法的裏付けを欠いているからである。</p> <p>したがって、抜本的な法的裏付けを与えることが必要である。すなわち、「自然的社会的条件からみて一体的に施策が講じられることが相当と認められる沿岸の海域及び陸域」について、許認可さらにはその前段階の政策策定を行う段階で、いったん海洋政策本部が横断的に環境配慮や政策的妥当性を判断する仕組みを、環境影響評価法33条(横断条項)にならって導入すべきである。また、スウェーデン自然資源管理法に倣い、海洋基本法を他の開発や自然保護法を定めた法律の傘法とすることも考えられる。</p> <p>前計画策定時も、総合海洋政策本部の見直しがあげられていたが、施策の実行を担当する総合海洋政策本部の事務局体制については特に検討が加えられた形跡はなく、平成29年4月時点でも事務局に常駐する職員は各省庁からの出向26名(1名除いて併任・フルタイム)で構成されるのみである。</p>	<p>沿岸域の総合的管理については、第2期計画期間中における参与会議の下でのプロジェクトチームの報告書や新たな計画の策定に向けて取り纏められた参与会議意見書を踏まえ、今後の施策の方向性としては、第2部3(2)アで記述しているように、協議会活動の普及拡大等に向けて、関係省庁が連携して、自治体や協議会組織に対する支援のあり方について検討を行い、必要な措置について具体化を図っていきたいと考えております。</p> <p>なお、事務局機能の充実については、第2期海洋基本計画に基づき、関係行政機関との連携強化を図っているところです。</p>

No	該当箇所	御意見	回答
182	第3部 1.	<p>総合海洋政策本部事務局に求められる責務を果たすにはマンパワーが足りないことは明らかであるし、また、各省庁との併任という形では各省庁の垣根を超えた統合的な政策を進めることには組織論として難しい。また、予算規模も不明とのことである。古いデータではあるがイギリスの海洋管理機関(MMO)においては、2012年現在フルタイム換算で250名が、14の沿岸域事務所に、38億円の予算(2011年度決算)により稼働しており、予算の10%は海洋管理に充てられていた。</p> <p>海洋政策本部に期待される機能を果たせるような組織構造、人員体制を構築する計画を用意すべきである。</p>	<p>総合海洋政策推進事務局は、関係府省から様々な知識・経験を有する職員が籍を置いて、計画の推進に関して総合調整機能を的確に発揮することを通じて、計画のはじめにでも記述したような様々な成果を上げてきたと考えている。</p> <p>また、第3部において記述したように、「海洋基本計画の実現に向けた工程を明白にし、それに則し取り組み、実施状況等を評価し、それを基に工程を手直ししながら進めていくといった手法を導入・強化し、海洋基本計画に定める事項の着実かつ効果的な推進体制を構築する」こととしており、これらを通じて施策を総合的かつ計画的に推進していくこととしている。</p>
183	第3部 1.	<p>「(1)施策の進捗状況の点検及び見直しによる着実な実施」について、「工程表を策定する」とあるが、その期限を明確化すべきである。また、宇宙基本計画工程表と連携すべきである。</p>	<p>第3部において、工程表等の審議が効率的かつ計画的に進められるよう、総合海洋政策推進事務局は今後5年間を想定したスケジュールを明確化していくこととしていますが、参与会議の意見等も踏まえ決定することとしています。</p> <p>また、宇宙基本計画工程表との連携については、今後の施策の実施に関する御意見として参考とさせていただきます。</p>
184	第3部 1.	<p>p.84の第2パラグラフに、「他の関連する基本計画に基づく施策の遂行に係る事項にあつては、参与会議及び総合海洋政策推進事務局と関係府省とは、政府内の調整プロセスも活用しつつ、双方向の議論を行うことに留意する。」との記述がある。この書きぶりでは相互の整合性や実際の連携を積極的に推進するとまでは読み取れない。</p> <p>他の関連する基本計画として本計画案では、水産基本計画(p.24)、科学技術基本計画(p.26)、生物多様性国家戦略(p.8、p.50)、低潮線保全基本計画(p.67)、海岸保全基本計画(p.56)、瀬戸内海環境保全基本計画(p.57)、観光立国推進基本計画(p.45)が記載されている。</p> <p>エネルギー基本計画、宇宙基本計画、海洋性生物多様性保全戦略の記載はない。しかし、どの基本計画とも連携を積極的に追求すべきである。</p> <p>そこで、この部分は、「海洋基本計画の推進に当たっては、国は、他の基本計画との相互連携を図る。」、または「海洋に関する事項を定める他の基本計画は海洋基本計画の方向に沿ったものとして相互の連携を図って整合性を確保する。」という趣旨の記述とするよう検討していただきたい。</p>	<p>御指摘を踏まえ、「また、国の他の計画のうち、海洋に関する施策を含むものは、本計画で示す基本的な方針に沿って策定、推進することが重要である。」を追記させていただきます。</p>
185	第3部 1.	<p>p.83-84の(1)で、PDCAサイクルを活用した工程管理を行うことが明記されています。このことは基本計画を着実に推進するために極めて重要であり、適切な記述だと考えます。また、「関係府省庁が所管する諸施策」と「府省をまたがる施策群」とを区別し、後者について総合海洋政策推進事務局が調整の主体となることが示されているので、同事務局の調整機能の発揮に大いに期待いたします。</p> <p>ところで、関係府省が所管する諸施策を踏まえての工程表の作成や見直しと、総合海洋政策推進事務局が主体となって調整を行う内容が、年次報告と別個であつては、年次報告の意味がなくなると考えられます。工程管理には一体性・継続性が求められるところでもあり、そのためには、関係府省庁の施策を含めたかたちで毎年取りまとめられている年次報告を工程管理の基礎に置くことが重要と考えますので、そのように記載することを希望します。</p> <p>ちなみに、p.85の3. の最下2行に、『海洋の状況及び海洋に関して施策に関して(中略)毎年度公表する。』とあるのは、年次報告の正式名称の「海洋の状況及び海洋に関して講じた施策」とカッコ書きで修正表記していただきたい。</p>	<p>工程管理に関しては、第3部1(1)にも記述しているとおり、海洋基本計画に記載された個別施策毎の進捗状況の整理や施策群を単位とした工程表の作成を通じて実施することとしており、今後、参与会議における審議を通じて、スケジュールや具体的な議論の進め方等について検討することとしております。</p> <p>修正表記に関する御意見については、本計画に反映させていただきます。</p>

No	該当箇所	御意見	回答
186	第3部 1.	「海洋保護区」の設定の推進には、具体的な道筋、制度設計、役割分担などがより明確に記載し示していただく必要があると思います。特に、国は輻輳する制度の調整などの国でこそできる部分を強化していただける決意を記述いただけることを強く期待いたします。 特に、海洋保護に関する利害関係者の調整や合意形成を地方自治体に任せずに、国自ら問題整理と実践をもっと積極的に行っていただきたい、あるいは行っておられるのであれば、現場にも見える形でお示しいただければと思います。よろしくお願い申し上げます。	第3部1(1)において、施策の総合的・計画的な推進のため、PDCAサイクルを活用した工程管理を行うこととし、関係省庁の参画も得ながら総合海洋政策本部参与会議において審議し、その結果は公表することとしております。 海洋保護区についても、関係省庁が連携して適切な設定や管理の質的な向上に取り組むこととしており、今後の施策の実施に関する御意見として参考とさせていただきます。
187	第3部 2.	PP84、第3部 2. 関係者の責務及び相互の連携の項に下記を追記することをご検討下さい。 尚、更に、データ・情報の融合による新しい価値を創出する組織・アプリケーションを創設すると同時に、海洋ベンチャの活用を促進する。 (例:海洋宇宙連携促進センター(仮称)を創設)	第2部2.(2)ア①に海洋産業の高付加価値化や生産性の向上、イにベンチャー企業の創出促進について記載しております。 また、第3部2. においては、海洋産業事業者の責務として「情報技術の進展等を活かした新たな事業展開」を追記します。
188	第3部 2.	PP84、第3部 2. 関係者の責務及び相互の連携の項に下記を追記することをご検討下さい。 北極域・オホーツク経済圏での経済活動を促進する為に、北極域実利用国際研究センターを立上げ、テストマーケティングによる産業活性化を促進する。 また、国際公共財(海洋・宇宙・サイバー)を対象として総合的政策検討を行うシンクタンク機能の整備を行う。 尚、中国は一带一路戦略の中には、すでに「北極シルクロード」の創設構想も含めている。北極は地球最後のフロンティアであり、我が国の地政学的優位性を生かしやすいため、我が国もスピード感を持ったアクションを実施することが重要である。	本計画においても、第2部7.(3)ウにおいて、北極域における経済活動拡大のため、我が国経済界対して、北極経済評議会や北極サークル等への積極的な参加を図ることを記載しています。 また、第3部2. においては、海洋産業事業者の責務として「情報技術の進展等を活かした新たな事業展開」を追記します。
189	第3部 2.	p.85の第2パラグラフに、『水産業や海運業、造船業、港湾関連産業等を中核産業とする地域が存在し、それら諸産業が集積した「海事クラスター」を形成し、』という記述があります。 しかし、ここでは、水産業も含む諸産業を表現するわけですから、「海事クラスター」という表現では不自然と考えます。また、静岡や長崎などで最近結成されてきている地域組織は、海洋産業クラスター協議会と称しています。 これらの諸点を勘案して、ここは、「海洋産業クラスター」と書き換えるのが適切と考えます。	固有名詞の引用であるため、修正にはなじみません。
190	第3部 2.	「参加」について。市民、住民、国民など民のセクターの位置づけが十分でないと思います。イベント、会議などへの参加、だけでなく、「参加型の意思決定」の促進という段階から入らなければ、主体的な参加とはいえないと思います。 たとえば、海ゴミ清掃は莫大な数の国民がかかわっていますが、それは動員であったり、仕方なくの対応であったりしています。 政府として、国民が積極的に海洋に関わるための動機付けは、知識や情報の吸収の機会の提供だけでなく、参加の場の形成であるというような理念が感じられる基本計画になることを希望いたします。	第2部3.(1)ウにおいて、第3部において、「国民、NGO等は、海洋に関する会議やイベントへの参加、海洋産業の事業者との交流、海浜清掃等身近な海洋環境保全活動の実施等を通じて、海洋への理解を深めるよう努めることが重要である。」こととしており、御意見を参考とさせていただきます。

No	該当箇所	御意見	回答
191	第3部3.	<p>2. 関係者の責務及び相互の連携 84p 最後の行 それぞれの役割に応じて の後に 「計画策定の初期段階からの参加を含み」 を挿入 (積極的に取り組むことが重要である。)</p> <p>意見: 海洋基本計画に関しては、その策定段階での不透明性を当初から強く感じています。積極的に海洋立国を打ち出すつもりであれば、一部関係者だけでなく、広く市民が参加していけるプロセスを考えるべきです。さらに、「環境との両立」を言いながら、環境に関しては開発等と比べると具体性に欠けるところが懸念されます。また、今回の意見提出の方法もかなりやりにくいものでした。改善を求めます。</p>	<p>第3期海洋基本計画の策定に向けて、平成29年4月に開催された総合海洋政策本部会合を踏まえ、参与会議、その下に設置された基本計画検討委員会、4つの小委員会・プロジェクトチーム(PT)において検討を重ねた。その結果は、参与会議意見書として12月18日に総合海洋政策本部長である総理大臣に手交され、その内容はホームページ上にも公表されている。パブリックコメントに付された計画の案文も、参与会議意見書の内容に沿ったものである。上記に「海洋環境の維持・保全PT」が設置され、その検討結果も踏まえ、第2期海洋基本計画に比しても海洋環境に係る記述の充実に努めたものです。 なお、意見提出の方法については、他の類似事例等も参考として改善が図られるよう努めてまいります。</p>
192	第3部3.	<p>計画を着実に推進するための方策に関して、「総合海洋政策推進事務局は、各施策が総合的かつ計画的に推進されるように、関係府省の協力を得つつ、その連携を強化する方策を講じる」、「施策を着実な進展をもたらす手法を導入・強化することとする」と記載されている。 しかし、その中身は、PDCAサイクルを活用した工程管理、施策群を単位とした工程表の策定などであり、府省との役割は明確ではない。 府省の施策のPDCAは府省の管理に任せるべきであり、総合海洋政策推進事務局は、第3期海洋基本計画全体のクリティカルパスを見極め、その管理をもとに司令塔として役割を果たすことであろう。このため、エンジニアリング技術に長けた団体と連携し、第3期海洋基本計画の府省を跨ったクリティカルパスを策定されることを望みたい。</p>	<p>第3部では、PDCAサイクルの活用にあたって、関係府省は所管する諸施策を踏まえて工程表の作成や見直しを行うこと、府省を跨る施策は工程表に関しては総合海洋政策推進事務局が主体となって調整を行うことを記述しております。PDCAサイクルの具体的な進め方等については、参与会議の御意見を伺いながら決定し、施策の総合的かつ計画的な推進に努めてまいります。</p>
193	第3部3.	<p>p.85の3の冒頭に、「海洋基本計画は、広く国民に周知されるよう印刷物、インターネット等様々な媒体を通じて情報提供する。」とあります。したがって、パブリックコメントに関する資料も広く公表すべきだと考えます。 現在、第1期基本計画策定時のものについては、下記のURLで公開されています。 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/public/bessi.pdf。 これを総合海洋政策本部のホームページに移していただきたい。そして、第2期基本計画策定時のパブコメの結果と対応も、同様に、公開・公表していただきたい。 したがって、現在実施中のこの第3期基本計画に関するパブコメの結果とその対応についても、公開・公表していただきたいと思えます。</p>	<p>海洋政策推進事務局が内閣府に移管になったことに伴い、海洋政策のホームページを内閣府に移行しています。第1期～第3期のパブコメの結果と対応について、当該ホームページで公開・公表します。</p>
194	第3部3.	<p>p.85の該当部の冒頭に、「海洋基本計画は、広く国民に周知されるよう印刷物、インターネット等様々な媒体を通じて情報提供する。」とあります。したがって、パブリックコメントに関する資料も広く公表すべきだと考えます。現在、第1期基本計画策定時のものについては、下記のURLで公開されています。https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/public/bessi.pdf。これを総合海洋政策本部のホームページに移していただきたい。そして、第2期基本計画策定時のパブコメの結果と対応も、同様に、公開・公表していただきたい。したがって、現在実施中のこの第3期基本計画に関するパブコメの結果とその対応について、公開・公表していただきたい。 このことは、国民がどのような意見を出しているのか、それに対する総合海洋政策本部の答えはどのようなかを把握することができ、今後の海洋政策に関する各方面での意見交換や議論に大いに役立つことが確実となるので、ぜひ、お願いしたい。</p>	<p>海洋政策推進事務局が内閣府に移管になったことに伴い、海洋政策のホームページを内閣府に移行しています。第1期～第3期のパブコメの結果と対応について、当該ホームページで公開・公表します。</p>

No	該当箇所	御意見	回答
195	第3部 3.	<p>第2パラグラフに、「施策に関わる関係者が相互に連携を図りながら施策を推進できるよう、関係者間で情報を共有する基盤を構築することが重要である。このため、PDCAサイクルを活用した工程管理に関して、関係府省が作成した工程表、参与会議における個別施策や工程表の進捗状況に関する審議結果、さらには、それらを踏まえた個別施策の実施方法等や工程表の見直しの内容等について、適切な方法により公表する。</p> <p>さらに、海洋の状況及び政府が海洋に関して施策に関して、政府や関係機関における取組やその状況等について資料として取りまとめ、毎年度公表する。」とあります。</p> <p>適切な方法により公表するものと、毎年度公表するものとは、同一のものなのか別物なのかが判然としません。前者は工程表にかかわる資料であり、後者はいわゆる年次報告であって別物だとすれば、ばらばらに公表されるべきではなく、後者の年次報告には、前者が包含、反映されたものであるべきだと考えますので、そのような記述にしていきたい。</p>	<p>工程管理に関しては、今後、参与会議における審議を通じて、スケジュールや具体的な議論の進め方等について検討することとしております。それらも踏まえて、従来から毎年度公表してきた「年次報告」のほか、工程表等含めて、公表の時期や具体的な範囲等について、さらに検討を進めてまいります。</p>